

平成22年（2010年）紀北町9月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成22年9月7日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年9月21日（火）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	会 計 管 理 者	長野季樹
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
危機管理課長	五味 啓	企 画 課 長	川合誠一
税 務 課 長	家崎英寿	住 民 課 長	平谷卓也
福祉保健課長	谷 吉希	環 境 管 理 課 長	倉崎全生
産業振興課長	中村高則	建 設 課 長	山本善久
水 道 課 長	奥川 英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
総務課長補佐	工門利弘		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志		

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

9 番 平野倅規

10番 岩見雅夫

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

それでは定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1

北村博司議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

9番 平野 倅規君

10番 岩見 雅夫君

のご両名を指名いたします。

日程第2

北村博司議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の一般質問は6人といたします。

なお、議員の発言時間は30分以内とし、持ち時間が残り5分になりましたら、議会事務局

長の机の上に黄色のカードを立てて、質問者に対し周知することといたします。

また、議員の発言の場所につきましては、会議規則第50条ただし書きにより、質問席において発言することを許可します。

それでは、21番 谷節夫君の発言を許します。

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

議長の許可をいただきまして、平成22年9月定例会の一般質問をさせていただきます。

今回、質問させていただきますのは、現在、紀北町と産廃業者との間で争われております207億5,112万1,300円に変更されました、その産廃訴訟についてであります。この件で、去年の3月議会で質問しましたところ、業者の関係者から、この新聞におきまして、本当に情けない議員だと非難されました。私は本当に情けない議員であるかどうか、本日の質問ではっきりとさせますので、町長、前向きな、そして具体的な答弁をよろしくお願いいたします。

一部町民の方はこの裁判を誤解されているように思われます。先月開かれました町長との行政懇談会においても、「融通を効かせて早期解決を」との発言があったことを新聞紙上で見ております。この発言は私は町民の皆さんの中に、早く和解金を払って和解しなさいとの意味を持つことだと、私はそう理解しております。しかし、でたらめな、と言っては誠に業者には申し訳ないんですが、逸失利益の根拠をもとにした和解はありませんし、私は絶対すべきではありませんとっております。業者が町に払えとしている請求根拠が、いかにいい加減なものであるかどうか、いかに根拠を質してないか、今日の質問で明らかにしていこうと思っております。町民の皆さんに安心して暮らしていただきたいと、そのような思いで質問させていただきます。

もし、この請求裁判に敗訴となれば、必ず町が再建団体になったらどのようなことになるか、私は北海道の夕張市の再建団体に入った原因を調べてみました。市民の均等割税16%、市民所得税が8%も上がりました。軽自動車税が50%も上がりました。住民票が66%上がり1枚300円が500円になりました。体育館などの施設使用料が50%も上がっております。小学校が7校から1校に、中学校が1校に統廃合されております。また、病院が市営から民営になり、ベット数は170床からわずか19床に大幅に減らされております。また、職員の数、すなわち役場の職員の数が269人から103人に減って、給与も一般職の場合、月20万円減ら

されております。年収が 640万円から 400万円になっております。などの措置がとられて平成18年 9月30日、1万 3,045人いましたが、平成21年12月11日には 1,358人まで減少して、紀北町の場合は、もしこの 207億円という莫大なお金が、たとえ30億円になったとしても、大変なことになり、こうした再建団体に陥ることは確かだと思います。

そうなったら、町民の皆様に増税どころか生活が困窮する、人口が段々減っていく、紀北町はひとたまりもありません。そして役場の職員の皆さんもそうした減給においやられて生活が苦しくなります。なお、100人の役場の職員が減らされたら最低でも 300人の家族が途方にくれます。この不況下のおけるときに皆さんはもっともっと、町長は横断的にこの産廃訴訟に向けて必ず勝訴すると言っておられますように、緊張してしっかりと対応していただきたいと思います。

まず町長、1番目に、本損害賠償訴訟の原因となった産廃訴訟は、正式には規制対象事業認定処分取消請求事件であります。いつ提訴され、いつ結審したのでしょうか。そしてその判決内容はどんな内容だったんですか。そして大事なことです、町長、その判決を受けて、まちとして、町としてどのような措置をとられましたか。

次に、207億円損害賠償請求訴訟についてお尋ねいたします。今回は昨年 3月議会一般質問で、損失利益の根幹をなす廃タイヤ事業の疑問点について質問をさせていただきましたが、今回はもう一方の利益の根幹をなす野菜事業での疑問点を中心にお尋ねいたします。まず、原告の業者が計画していた野菜事業はどのような施設で、どんなプラントで行う計画だったのでしょうか、町長。そしてその 2番目に、その施設でどのような野菜を生産する計画でしたでしょうか。そして生産した野菜をどのようにして販売する計画だったでしょうか。4番目に販売する野菜の一株当たりの重量は一体何グラムで販売、販売単価はいくらなんのでしょうか。そしてもう 1つ、今、町民が非常に心配されている、業者が裁判を起こしている国家賠償請求という、その国家賠償請求、国家賠償ということについて、町民がわかりやすいようにお答えください。次の質問は次に質問させていただきます。まず、そのことについて明快なお答えをよろしく願いいたします。

なお、町長、前町長は係争中だといって、いろいろと質問には答えることができなかった。そのこともありましょうから、この11月 8日に業者がこの 207億円の根拠をきちっと示した口頭弁論をしたいと言ってきております。ですから、できないことは私は追及しませんが、できるだけ町民がわかりやすいように明快にお答えをお願いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。谷議員のご質問にお答えいたします。

本件は産廃業者が紀伊長島区の島原地内において産業廃棄物中間処理施設の建設を計画したところ、町が平成7年5月31日、同施設は当時の紀伊長島町水道水源保護条例第2条第5号の「水源の枯渇をもたらし、又はそれらのおそれのある工場、その他の事業場」に当たるとして、同条例第13条第3項の規定により規制対象事業場と認定する旨の処分をなしたため、町に対し処分の取消を求め平成8年2月26日に津地方裁判所に提訴したものであります。

その後、津地方裁判所において7回の口頭弁論が開かれ、平成9年9月25日に業者側の請求を棄却する旨の判決がありましたが、同年9月26日に業者側は名古屋高等裁判所に控訴いたしました。

名古屋高等裁判所におきましては、13回の口頭弁論が行われまして、平成12年2月29日に控訴を棄却する旨の判決がありましたが、業者側は同年3月8日に最高裁判所に上告をいたしました。

最高裁判所におきましては控訴人に対して、本件処分をするに当たっては、本件条例の定める事前協議手続きにおいて、業者の立場を踏まえて、業者と十分な協議を尽くし、業者に対して地下水使用量の限定を促すなどして予定取水量を水源保護の目的にかなう適正なものに改めるよう適切な指導をし、業者の地位を不当に害することのないよう配慮すべき義務があったものというべきであって、本件処分がそのような義務に違反してされたものである場合には、本件処分は違法となるとし、さらにこの点の審理を尽くさせるため、平成16年12月24日「原判決を破棄する。本件名古屋高等裁判所に差し戻す。」の判決があり、平成17年3月10日から差し戻し審が開かれ、4回の口頭弁論及び3回の和解協議が実施された後、平成18年2月24日「原判決を取り消す。被控訴人（町）が平成7年5月31日付け規制対象事業場認定通知書によって、控訴人（業者）に対してした、控訴人の産業廃棄物中間処理施設に対する規制対象事業場認定処分を取り消す。訴訟の総費用は被控訴人の負担とする。」の判決があり、平成18年3月10日、町が最高裁に上告・上告受理申立を行いました。平成19年6月7日の最高裁で「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする」との決定により、敗訴が決定をいたしました。

その判決を受けて町がとった対応といたしましては、広報きほくで裁判の経過と結果について掲載し、平成19年10月に入ってから町に対し国家賠償法に基づく損害賠償請求を津地裁

に提起されるとの情報を得たことにより、訴訟に向けての準備を進めておりましたところ、業者側から平成20年1月17日に、町に対して平成7年度から平成18年度の12年間分の本施設を操業していたならば得られたであろうとする利益の約160億円の損害賠償請求を津地方裁判所に提起されましたが、平成21年6月24日に平成7年度分と平成9年度から平成18年度分の損害額に関する訴えを取り下げましたので、平成8年度分の約12億8,570万円の損害額について、町と裁判を争うことになりました。

しかしながら、一部新聞報道等がありましたので、すでにご承知のことと思いますが、業者は、訴え変更申立書を裁判所に提出し、請求金額を再び増額をいたしております。

それと廃タイヤ事業と野菜工場につきましてはですが、廃タイヤ事業と野菜工場につきましては、町側の主張としては、本件施設については原告が提出している書面から当方が判断すると、不備・矛盾が無数に存在するものであり、具体的な資料をもって詳細に積明するよう主張しておりますことから、次回11月8日の口頭弁論において明らかになるのではないかと考えております。

このことについては、町の訴訟代理人の方々とも十分協議を重ねてきておりますので、本日はこのことについての詳細な答弁については係争中であることもあり、差し控えさせていただきますが、野菜工場の概略につきましては担当より答弁をいたさせます。

また、国家賠償についてのことですが、現在、町といたしましては町が規制対象事業場と認定した行政処分の取消が、即、国家賠償法上の違法に結びつくものではないということを主張をいたしております。以上でございます。

北村博司議長

町長、担当課のは今やるんですか。

その前にちょっと皆さんにご了承いただきたいと思います。大変重要な質問でございますので、担当課長を移動させました。町長との内容、本来の席は左側ですが、町長に近い部分に私から指示して移動させました。ご了承ください。

水道課長。

奥川英水道課長

先ほど質問ありました野菜工場について、概略説明させていただきます。

今のところですね、詳細な計画書が出ておりませんので、今、原告のほうから詳細な計画書を提出するように積明を求めています。概略ですが、廃タイヤ処理の熱を利用した無農薬野菜工場、それで熱電源を利用したですね、自然光を使わない野菜工場ということで計画

されております。

それから、計画書によりますとですね、栽培される予定の野菜はサニーレタスとサラダ菜というふうに計画書は出ております。

それから、販売計画でございますが、提出資料の中ではですね、一応ある業者と販売委託の覚書をいたしておりまして、そちらのほうでの販売を予定しているという状況でございます。あと詳細についてはですね、今現在、釈明を行っておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

北村博司議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

その業者が、今、町長が回答されたように新聞報道では、着手金が1億2,369万円、それから報償金が2億4,730万円、それから平成7年から21年度までの、やったとした、もし工場を経営していた逸失利益が203億6,405万130円、そして合計で207億5,112万1,300円、その中で60億、1,000万円の印紙代が業者ができたので、前回の160億円へ18年度の請求額にプラスして60億円で今、裁判が行われているということでございますね、町長。

そこを明快にお答えください。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

その点につきましては、その11月の8日のですね、口頭弁論でもって行われるのではないかと考えております。

北村博司議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

それは11月8日の口頭弁論で、そのことがはっきりするということですね。今は新聞報道のみということでございます。そう理解していいんですね。

それからですね、もう一度その国家賠償のことですが、わかりやすく言えば、国家賠償法の1条にですね、役場という公共団体ですから民事裁判じゃなくて国家賠償をやると、そして、もし裁判がですね、いくらかの金額が出てきた場合、それが現在の町長のもので、町が支払わなければいけないということは、これは間違いございませんか。確認いたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは判決が出たらということですか。

21番 谷節夫議員

そうです。

尾上壽一町長

判決が出たらですね、それを議員の皆さんとも相談させていただきまして、控訴するかどうかということを決めさせていただきます。

北村博司議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

それではですね、改めて産廃訴訟についてお尋ねいたします。

名古屋高裁の判決内容の1つに、原判決を取り消して、すなわち規制対象事業場認定を取り消して、であります。この判決で業者は事業をやろうとするならできるようになりましたが、県知事が平成7年5月に出した設置許可、プラントの設置許可は今でも、この平成22年度になっても有効ですか。もし設置許可が今でも有効であるなら、当然、町に事業を行うと連絡してきたと思いますが、その連絡は業者からあったのですか。

そして、この事業は粗利が7割にもなるという高収益事業だと聞いていますが、町長はそのことをご存じですか。本当に粗利が7割の商売があるなんて信じる町民の方、私も及ばずながら小さな事業を長年続けておりますが、そんな粗利益は出ないと思います。いかがですか、この3点についてお答えください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

谷議員がおっしゃったようなことにつきましてですね、原告が主張する本件施設を操業しているならば得られたとする、その高額な利益ですね。そういったものにつきまして当方が判断すると、不備・矛盾等が無数に存在するものであり、具体的な資料をもって詳細に釈明することが先であるという、こういったことで釈明を求めているのが現実でございます。

業者からのお話につきまして、担当から答弁させます。

北村博司議長

水道課長。

奥川英水道課長

三重県の産業廃棄物中間処理施設の許可がですね、今でも有効かという話でございますが、そちらのほうについてはですね、三重県のほうが許可するというのもございまして、それで法令的にはですね、平成9年もしくは平成14年でかなり法律が変わっておりますので、その許可が有効かというのは、今私の段階でちょっと答えにくいところがございますが、県の許可ということでご理解願いたいと思います。

それから業者のほうの認定取り消しということで、また当町のほうからですね、事前協議をしていただきたいという旨の文書は提出させていただいておりますが、向こうから今のところ事前協議の意思がないということでございます。以上です。

北村博司議長

谷君。

21番 谷節夫議員

よく理解できました。それは有効かどうかについては県のほうにきちんとしないと、まだ返答できないということでございますね。

それでは、もう1つの判決内容は裁判費用は全額被告、すなわち町の負担とするというものでございますが、その産廃訴訟の産廃費用は支払ったのですか。もし支払ったものならいくら支払ったんですか、お聞かせください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

費用については支払っておりません。

21番 谷節夫議員

いくら。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

請求がございませんので、支払っておりません。

北村博司議長

谷君。

21番 谷節夫議員

はい、よくわかりました。それでは最高裁から差し戻されて名古屋高裁で下された判決文は、現在係争中の逸失利益に関しては当然のことですが、何も触れてないわけです。しかし、業者は最高裁で勝ったから、全く別の 207億 5,112万 1,300円、意図的に町民の皆さんは誤解されております。最高裁はこの損害金を払わないかんよという判決は下ってないわけですね。しかし業者は、だからその業者がそうした言い方をしているから、自治会から和解の仲介をしますよという声が出ているのだと思います。ということは、業者が勝った勝ったと言っているわけですね。そういうことのないように、正しい情報を町民の皆さんに知らされるべきではないですか、町長。

それと、今までのような係争中での答弁は差し控えますではなく、一步踏み込んだ議会答弁なり、広報紙で問題点を知らせるようにしたらいかがなんでしょうか。係争中だから今までの質問に対してはそのようにやってきましたけど、実際にそういうことを問題点を知らせるべきでないでしょうか、お答えください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この町民に知らせるべきではないかということでございますが、それをですね、今ホームページで報告としてさせていただいております。ホームページ、なぜさせていただいたかという、広報ですと月1回ですね。紙面も限られております。ホームページですといつでもアップできますし、そういう部分で随時報告できるということで、ホームページのほうへさせていただいております。そういう中でですね、係争で町のほうがどういうことを主張させていただいておるかということは、掲載させていただいております。今後もそのように行っていきたいと思っております。

また、答弁につきましてはですね、やはり口頭弁論が行われた日を境にそういったものは公表できるものと思っておりますが、今回のようにですね、口頭弁論の前のものお知らせすることができない、これも係争中でございますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

北村博司議長

谷君。

21番 谷節夫議員

係争中だから11月の8日ですね、そのときに求釈明がきちっとしたものを出すと、業者が、新聞では報道しておりますから、それは私もこの辺で差し控えます。

それではですね、その207億5,112万1,300円という、この請求はもう一度お聞かせ願いますか。いつから、平成7年度からいつまでの期間のものか。

それから2番目に、そのうちもう一度お尋ねいたしますけど、去年にお尋ねしたんですが、平成7年度分、8年度分の請求が出ておりますが、個別に。平成7年度分の請求額はいくらですか。

それから、廃タイヤの処理施設、これは乾留ガス化システムの処理施設の設置許可が三重県知事から出されたのはいつですか。これ二重になるんですけど、これ大事なことで、もう一遍お聞かせください。

それから、この施設の建設に要する日数、許可下りてから一体44億円ぐらいの埋め立てして施設をつくるという業者からの報告ですけど、一般的にどのぐらいになるんですか。推定でも結構ですから、町が把握しているこの大きな44億円という投資をしたこのプラントが、一体どれぐらいのことができるのか。約、私は推定するんですけど、44億円という莫大なプラントが約4カ月とすると、施設が完成するのは9月中旬ですよ。7年の5月にその許可が下りている。そして許可が、申請したら、これ町長、許可が、施設が完成したらすぐ操業ができるんですか、即。ということは9月に操業ができるかどうか。私は調べたところによりますと使用前検査、これ大事なんですね、きちっとお答えください。使用前検査、それから産廃処理業の許可を受ける必要があると思いますが、これはないんですか。これは大事なところですから、きちんとお聞かせください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、谷議員がおっしゃったですね、いつからいつまでというのにつきましては、その11月の8日の口頭弁論の時に明らかにされるので、今の段階ではこちらはわからないというのが現状でございます。

それでですね、今から担当課長にわかる部分は答えさせますが、これはあくまでも原告側が主張していることですので、こちらがそれを容認したということではございませんので、その辺だけご理解いただいたうえでですね、お聞きしていただきたいと思います。わかる

ところだけ、担当課より。

北村博司議長

水道課長。

奥川英水道課長

今回の請求の変更でございますが、当初は平成7年から平成18年までの逸失利益ということでございますが、これに平成19年、20年、21年の3カ年が一応追加されて、今、申請されているものでございます。で、申請ですので相手方の。あくまでも陳述ではございませんので、よろしくお願いいたします。

それから平成7年度の事業費なんですけど、これにつきましては原告の資料によりますとですね、13億9,481万28円となっております。

それから産廃の許可の関係でございますが、許可といいますか、使用前検査といいますんか、詳しくは県のほうに確認しないとわかりませんが、使用前というか許可は、そういう検査はあるというのをお聞きしております。はい、ちょっと正式な名前はわかっていませんけど。建設に要する日数なんですけど、これにつきましては。

21番 谷節夫議員

その前に、産廃処理業の許可も必要ですか。その辺は調べてない。使用前検査と産廃処理業の許可が要すると思うんです。そればどうですか。それ大事なことなんです。

奥川英水道課長

産廃処理業の許可をちょっと今ははっきりわかりませんが、要と思います。

それから施設に関する日数なんですけど、こちらについては事業規模とかですね、向こうの事業内容を見ないとですね、詳しくはなんとも言えないと思うんですが、一般的には何カ月とかいう話は聞きますけど、私の段階ではどんだけの時間でかかるかというのは、向こうの詳細な事業の日程と工程表等を見ないとわからないということでございます。以上です。

北村博司議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

これは逸失利益を請求されて、それは8日に求釈明が出てきてですね、原告が事細かに出すという噂が流れております。水道課長をはじめとするですね、そういうチームはやはりこんなことをもうきちんと調べておかないと、これからの裁判にですね、打ち勝つことができないと思う。やっぱり弁護士、弁護士というけど、あくまでも弁護士は代理人なんですよ。

ですから本人、つまり町がしっかりとそういうことを調査していかないと、やっぱり裁判に打ち勝つことができないから、これは町長心を引き締めてきっちりとそうしたことを調べていただきたい。よろしくお願いしますよ、町長。

それではですね、以上のことを整理しますと、県知事の施設許可が5月10日に出ております。これは出ております。それから建設、使用前検査、それから処理業の許可などで、実際に操業できるのは私は想像すると、12月中旬になります。よって、平成7年度は事業の実操業はほとんどないと、皆無と同じことだと思えます。ですから、平成7年度の13億9,481万28円という途方もない利益は、本当に出せるんだらうか。このことをきっちりとこちらは釈明を求めていかないと、この裁判が変になります。町長、これを身に沁みてもう一度そのプロジェクトチームできっちりとこれを精査しておいてくださいよ。お願いいたします。

それから、町民の皆さんがね、業者が、この7年度を見ても目茶苦茶な根拠で請求しているのにもかかわらず、やっぱり早う解決せんか、裁判に町が負けたから、この国家賠償である逸失利益は払わないかんやないかと、全く私は誤解していると思うんです。これは町民の皆様も本当にそうだろうかって、常識で考えていただきたいんです。私たちの将来、これは子々孫々まで残る大変な事件であります。だから町民の皆さん、今回は絶対騙されてはいけません。騙されるというより、この取締役である、業者の取締役である御方は、相当な方でございます。どうか皆さん、その方も随分事業をやりながら、町に貢献もしております。今回の事業はそうした雇用創出する、やっぱりまちおこしをせないかんという事業です。私は払えるもんなら払って解決してやってもらったらいいと思っているが、この逸失利益については町民の皆様も本当に真剣に考えていただきたいと思えます。

それでは次に、野菜事業の問題点についてお尋ねいたします。

これは係争中であるからといっても、業者が大きな、私は今日は持ってきておりませんが、大きなプラントの計画を、これは町民に配られております。廃タイヤを処理して、そしてそこから出る活性炭、そして今、課長がおっしゃった廃タイヤを燃やして、その熱源で油が出てくる。その油を利用して電気を起こして無農薬野菜をつくるという、これは事業です。それだけを聞くと大変ええ事業だなとこう思います。私も実は、その関係の取締役と長い間お付き合いして、よくこれを勉強してきました。しかし、異があって私は喧嘩別れはしておりませんが、6年前にその関係業者ときっぱりと仲を切っております。そのことについて別に喧嘩したわけではないですけど、やっぱり計画にいろんな問題があるのではないかということで、私は自分と思いなおして、これではいけないと思って関係をきっちりと切っておりま

す。

実は、この野菜工場というのはキューピーの、キューピーと言いますと皆さんもご存じのように、これマヨネーズの代表的、日本でも有名なキューピーマヨネーズの会社でございます。キューピーのTSファームというプラントで野菜事業を行う計画であります。生産数量と売上金額に明らかな誤りがあると私は気がついたので。例えば平成7年のサニーレタスの場合を検証してみると、その誤りが明確にわかります。それは業者の計画書ではサニーレタスの年間生産は1株 362グラムで 153万 3,000株かかる。年間売上高は1株 124円60銭で、1億 9,101万円となっています。私たちの、やはりこれが問題あるなということで、私に随分協力してくれている人がいます。そのチームで電話で調査したところ、業者の計画は下記の業者の計画はですね、今からいうことに大きな誤りがあることが明らかになってきております。

まず、TSファームというプラントは、種まきから収穫まで約1カ月のサイクルで行うものであります。これをよく調べておいてほしいんですが、水道課長、業者が配布したパンフレットに明記されています。約1カ月の生育期間でサニーレタスの1株の重量は、約100グラムです。362グラムまで生育させますと2カ月半の日数が必要になるのです。これは間違いないのです。電話で聞きましたから。これは情けない発言ではありません。きちりとしております。業者が主張する平成7年のサニーレタスの生産株数は153万 3,000株から、よく聞いてくださいよ。61万 3,000株前後まで減少するわけです。362グラムでは駄目だと、これはTSファームというマヨネーズ会社の会社がやっているのは、これは1カ月で出さないとレタスの値打ちがないということなんですね。このことに関しましてね、町として町長、キューピーのTSファームで実証確認をしていますか、どうですか。これぐらいはやっていると思っているんです。していないなら、福島県にキューピーの植物開発センターがあります。キューピー本社にその立証を依頼すべきだと思いますが、町長お考えを聞かせてください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この野菜工場につきましてもですね、いろいろ勉強させていただいております。そういった中で、この求積明のところですね、そういったお話もさせていただいておりますが、議員のお考えとして今のお話をお聞きさせていただきますし、今後もですね、そういった点も

十二分に調査をやりながら、代理人とお話をして、そういったものの釈明を求めていくと、今現在もそういう姿勢で行っております。

北村博司議長

谷議員。

21番 谷節夫議員

町長、もう一度お尋ねしますが、福島にそのTSファームの会社がある。キューピーマヨネーズの会社が東京の茨城にあるんですけど、その工場があるということ、これご存じですか。そこにやっぱりアポ取っているんですか、それだけお聞かせください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった部分につきましてはですね、報告書で読まさせていただきます。またそういうものをですね、代理人も情報を共有してしておりますので、そういった部分も釈明を求めていきたいと、そのように考えております。

北村博司議長

谷君。

21番 谷節夫議員

それではね、時間もないのでちょっと私は読まさせていただきます。発言させてもらいます。業者はですね、362グラムまで生育したサニーレタスを1株124円60銭で、120円60銭で販売する計画となっております。市場の価格を全く無視しております。それはなぜかと言いますと、その理由として362グラムまで成長させると、とうがたって固くなってしまいうんです、レタスが。これはキューピーも言っております。

それからそのことに対しても、消費者のニーズに全然マッチしていません。もう全然消費者が求めるものにマッチしていません。ですから、そのような価格では絶対売れないと思います。私も去年の秋、主婦の店とショッピのサニーレタス、もちろんこの質問する前に行ってきましたが、ほとんど変わっていません。業者のいう価格は随分差がありました。主婦の店ではサニーレタス1株の重量が460グラム、価格が128円です。そしてショッピが435グラムで88円にしかついておりません。平均で、この主婦の店とショッピを比べて447グラム、これで平均値段が108円です。

北村博司議長

谷議員、時間がまいりました。まとめてください。

21番 谷節夫議員

そうしたことによって、一切これもでたらめいうと業者に怒られますが、完全に値段が違ってきます。この辺も向こうの求積明がどう出てくるかわかりませんが、これも役場のほうはきっちりとお調べになって、やっぱり求積明に対して、いや違うという積明を求めることが必要だと思います。

以上で、私の質問を終わりますが、どうぞ役場の職員の皆さまも肝に銘じてこの訴訟に対して敢然と立ち向かうことが必要だと思います。以上で私の質問を終わります。

北村博司議長

以上で、谷節夫君の質問を終わります。

次に、1番 東篤布君の発言を許します。

東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、平成22年9月議会定例会の一般質問をさせていただきます。

今回は町長、5点ほどお尋ねさせていただきます。5点とちょっと多いものですが、ちょっと質問が短くなるやもしれませんが、町民の皆さんにわかりやすく端的に答えていただければそれで良いと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目はですね、初日にですね、中本議員から詳しく質問がございました特別養護老人ホームの件についてでございますが、これにつきましてはですね、今現在、当町の老人ホーム、赤羽老人ホームの件もですね、将来、町営でいくのか民営でいくのかと問題になっておりますので、このベット数についてですね、少し三重県の情報と当町の考えているベット数についてとお答え願いたい、こう思います。

2点目は、矢口浦の津波対策でございますが、前回の一般質問のときにも引本湾ですか、全体を踏まえて検討していただきたいなとこうお願いしたんですが、今回、具体的にですね矢口浦、今現在できておる防波堤とできてない部分の防波堤、その中から、現在検討の協議でございますね、着工しようと、そうしておるところを教えてください。

その中で、今現在あの湾の中でですね、避難場所となっている現状を教えてくださいということですね。

3点目はですね、国道422号線、いわゆる南北縦貫道という道路ですけれども、この道路と、それからこの横を流れておるところの赤羽川ですね、この復旧工事。なぜこれは道路と

災害復旧と同じなのかと言いますとですね、赤羽川の氾濫を守るべく堤防が、いわゆる 422 号のルートとなっている箇所が多いので、このようにさせていただきます。そうなりますと山本の堤防調査も今済んで、この12月には結果が出てくると思うんですが、その点も踏まえて今の進捗状況をお答え願いたい。

4 点目がですね、高速関連なんですが、何名かの議員がおっしゃいましたけれども、三浦の休憩所ですね、これは町はどのように考えておるのかという点と、山本の乗り入れ道の遮音壁について、そして田山地区の排水問題についてですね、国交省の考え方をですね、町がどのように把握されているのかお答え願いたい。

5 点目は、紀北町の公民館について、特に今、一刻も早く建て替えをお願いしたいなと思っておるところの片上地区、呼崎地区の公民館の今後の予定はどうかという、この5点でございます。それをお答えいただきまして、1点1点絞ってですね、町長にお尋ねしていこうと思っております。よろしく申し上げます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

東篤布議員のご質問にお答えいたします。

まず、県の特別養護老人ホームの計画でございますが、上乘せもですね、含めまして、約 510床を、計画を23年度施設整備募集数としてあげております。その中で、東紀州圏域につきましては10床ということになっております。また、紀北管内につきましては6施設、230床、紀北町につきましては、みやま園と赤羽の老人ホームですね、あわせて100床でございます。それと、みやま園が現在のところ20床の増床を行っております。施設数につきましては以上でございます。

次に、矢口浦地区の津波来襲時の一次避難場所の現状につきましては、紀北町地域防災計画書で、生熊集会所、みやま園、善光寺、矢口神社、県道矢口上里線沿、白越三叉路を指定しております。また、地震の際の避難場所としては、生熊集会所、矢口小学校、矢口浦集会所を指定しております。

次に、矢口浦地区の堤防につきましては、チリ津波を契機にして整備された施設でございますが、40年以上経過しており老朽化が著しい状況にあります。さらに矢口漁港海岸につきましては、防潮堤が整備されていない区間が存在もしております。矢口浦地区より早急な整備の要望があり、近年発生することが懸念されている、東海、東南海、南海地震による津波

に対応する必要があると考えられることから、平成19年から20年度にかけて、三浦、矢口漁港海岸整備構想を策定し、平成22年度5月に国、県に対し事業概算要求を提出している状況でございます。

その矢口漁港海岸事業の概算要求の内容といたしましては、まず5年間で、既設の防潮堤補強と樋門、陸閘の改修を計画しておりまして、事業費につきましては7億8,300万円となっております。

以上のように矢口浦地区の住民の安心で安全な生活を営むことができるよう、事業実施を国及び県に要望している状況でございますが、事業費が大変多額でございます。国費50%、県費35%、町費15%となっておりますことから、町の厳しい財政状況とあわせて国、県の事業に対する予算化を今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、三重南北縦貫道路、国道422号についてでございますが、議員もご承知のことと存じますが、国道422号は滋賀県大津市を起点に三重県紀北町を結ぶ延長164kmの路線でございます。昭和48年に沿線の町村で建設促進期成同盟会を設立して、旧青山町から旧紀伊長島町の国道42号に至る延長97kmを三重南北縦貫道路と位置付け、建設促進のための要望活動を行っております。市町村合併により道路の位置付けが低下し、建設促進の熱意がダウンしているのではないかとのご批判がありますが、国、県などへの関係機関への陳情、要望活動については、例年、行っているところでございます。

建設促進期成同盟会ではこれまで、池坂峠と庄司峠の2箇所通行不能区間の解消、近畿自動車道、紀伊長島インター線などを優先的に整備されるよう要望活動を行ってまいりました。徐々にではありますが要望活動の成果上がっているものと認識をいたしております。

今後におきましても、期成同盟会の市町と協力して、三重南北縦貫道路の整備促進に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

次に、赤羽川災害復旧工事の現状及び山本堤防調査報告についてであります。平成16年9月の災害により、赤羽川上流部で護岸整備や堤防嵩上げ等の災害復旧工事が完成したことから、下流域では以前と比較して一気に水量が多くなり、河口付近では土砂堆積により河床が上昇したことから、水位を低下させるため河床掘削工事を行っております。

また、平成16年9月の洪水時に堤防から漏水があったとの情報から、本年5月から3箇所、志子、山本、山居で堤防のボーリング調査を実施しております。また、これらのデータ分析を基に堤防補強の解析、設計業務を実施しているところでございます。7月末にはボーリング調査が終了しております。年内にはデータ分析による解析、設計業務が完成すると伺って

います。

今後は、この結果をもとに、赤羽川河川改修事業の検証を行うと聞いておりますが、町としては強固で安全・安心な河川堤防を維持するためにも、引き続き県に要望をしております。

次に、国道 422号につきましては、現在、東長島山本地内の赤羽川左岸堤防部分が近畿自動車道紀勢線工事の資材・機材の運搬路として利用されております。

ご承知のように、現在、県では紀伊長島インターへのアクセス道路となる紀伊長島インター線を事業中でございます。したがって、現道を拡幅改良することは、二重の投資となるため困難な状況とお聞きいたしております。ご指摘のように、工事用車両が頻繁に通行しており、環境面などで工事を原因とするさまざまな問題が発生していることは認識しているところでございます。

国や県からは、地域の皆様の声にはできる限り対応していただいていると聞いておりますが、国や県の事業とはいえ、配慮に欠けている点がございましたら、町としても大変申し訳なく思っております。工事に関しましては、地域の皆様のご理解、ご協力が不可欠であると思っております。町からはできる限りの対応をしていただくよう、国や県に要望をしておりますが、完成目標の平成25年度までは、まだ約3年の月日を要しますので、今後の工事においても引き続き関係機関に十分な対応をされるよう要望をしていきたいと考えております。我々が念願の高速道路でございますので、何とぞご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、三浦に予定されている道路休憩施設についてのご質問であります。当町にとりまして、近畿自動車道紀勢線の延伸は、町民の利便性の向上や地域経済、文化の振興に、そして防災面や医療面にと大変大きな効果をもたらすものと期待をしております。しかしながら、一方でストロー現象を生み、買い物、医療と都市部へ流れ、また、観光客等も単に通過するだけの地域になる危険性もはらんでおります。

こうした中、三浦の道路休憩施設についてであります。当町の情報発信に、産業の振興に、また医療や防災対策上、大変重要な施設となり得るものであろうと考えております。これまで、国土交通省には整備についてのお願いをしてきているところでありますが、現時点では施設の規模や地位付け、開通後の運営管理については明確に決まっておりません。

今後、地元の意見も聞きながら、慎重かつ積極的に関係機関と協議を進めるとともに、引き続き強く国土交通省に要望をしております。

山本遮音壁の問題につきまして、お答えをさせていただきます。

三重県におきましても、環境省の環境基準値に基づき、環境基準を超えた箇所については遮音壁を設置することといたしております。近畿自動車道紀勢線の環境アセスメントにおける騒音評価では、東長島田山地区では環境基準を満たす結果が出ていると聞いております。したがって、紀伊長島インター線では遮音壁の設置の予定は今のところないとお聞きいたしました。

田山地区の排水問題についてでございますが、議員ご指摘のように高速道路の建設に伴い、雨水の流達時間が速まり、田山川があふれるのではないかと、地元から不安の声があることは承知いたしております。事業主体の中日本高速道路株式会社に問い合わせをしたところ、現地の地形、気象、地質等に配慮するとともに、供用後の維持管理についても検討を行って排水対策を講じている。その対策として、一度に高速道路から田山川に水が流出しないように、上流から下流にかけて、4箇所に洪水調整池を設置し、河川管理者と協議のうえ、河川の付替工事を行っているとの回答でございました。

現在、高速道路本体工事と並行して調整池や排水構造物を構築中で、すでに2箇所の調整池が完成しています。なお、残りの2箇所は工事中の濁水対策用仮設沈砂池で調整容量を確保しつつ対応中で、本体工事の完了後に調整池となる予定でございます。また、河川の付け替え工事についても鋭意施工中であるとお聞きいたしました。

次に、片上教育集会所についてでございますが、本集会所の改築の要望書は平成21年6月に提出され、担当課で現状を確認するとともに、教育民生常任委員会でも視察していただいたと聞いております。

片上教育集会所は昭和51年度に建設され、34年が経過して老朽化が進んでいること、町は避難場所に指定させていただいておりますが、耐震構造でないため、いざというとき、避難できるのか、住民の方々が心配しておられることは要望書から推測できるところでございます。ただ、旧施設の改築にあたりましては、国、県の補助金で建設いたしておりますので、改築する場合は国、県の許可が必要になることから、今後、地元の皆様と協議しながら、早い時期に建設できるように努力をしております。以上でございます。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

どうもありがとうございました。1点ずつ絞ってお尋ねいたします。

特別養護老人ホームの件でございますが、今現在、三重県には 120施設ですか、ございまして 6,800某というのは中本先生の質疑の中に出てまいりましたが、施設がいくつあるというよりも、一番問題点なのは待機者が多いということですね。約三重県で1万人おる。この地域でも 200近くおるといってございましてけれども、私はこの数字を見てましても、1万人から待機者がいるのに、今現在でも入所しているのが 6,000某かであるということですよ。三重県としてですね、本当にこの高齢化社会を、高齢化社会の問題を解決していこうという姿勢があるのかどうかという点を、県に対して矛盾を感じます。

と同時にですね、そのような県の対応を踏まえてですね、見ておって町としてもですね、今後どういうふうに対処すべきか、この県がいわゆる許可するベット数だけで不足でないのか、不足であるならば町はどうしていくかという具体的な方針が必要であろうかと思います。特に赤羽寮につきましてもですね、民営か町営かがまだ結論が出ていない状況でございますけれども、明確にこの点をですね、町長は方向性を示される時期ではなかろうかと思いますが、その点を明確にお答えください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

東議員のおっしゃるとおりですね、待機者の解消ということは、大変大きな行政課題だと思っております。そういうことで、これがですね、県の老人福祉施設整備の中で、県全体が 510床ということで計画されております。そういうことから、ただ中本議員の、前者議員のときにもお話をさせていただきましたが、現時点におきましては東紀州圏域ということで10床ということで計画ができておりますので、それとですね、運営自体がやっぱり医療法人とか、社会福祉法人ということで、それぞれの事業所がどういう考えを持っているのかということは、今の段階では計り知れない部分でございます。

北村博司議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

もう一度お尋ねします。いや、県の考えを聞いておるのではなくて、町長のお考えを聞いておるわけです。当然、県はですね、これだけの高齢化社会を支えていくだけの受け皿を用意しようという気持ちがないのは、この数字を見ておっても明確です。というよりは、県は県でにおいておいて、当町も待機者がたくさんおるわけです。私の父も83歳になりまして、今

家で寝たきり状態でございますが、まだ母が元気で、まだ家族もおるもんですから面倒はみておれる状況でございます。

ただ、家族に甘えておるのは非常にうちとしても辛いわけですね、だからどの家庭でもですね、もっと良い施設があれば面倒みていただきたい、これがどの家庭でも願っておることだと思います。私がお尋ねしておるのは、この当町でも何百人と待機者がございます。そしてなおかつその前に問題になっておるのが、民間に売ってしまうのか、町がやってくれるのかと、この問題点なんです。このところの町の姿勢をお尋ねしておるわけですね、私は町営でやっていくんだと、ベット数も増やしていくんだと、国から予算もらわなくとも町はそれだけの予算を出して、これだけの十分なね、待つ人を1人もなくしていくんだという、方向性をお尋ねしておるわけです。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

待機者につきましてはですね、やはり解消するように私も努力していくべきだと思っておりますし、尾鷲市と連合を組んでいる関係もありまして、これらはやはりこの保険料にもかかってまいりますので、尾鷲市とも協議していかなければいけない部分だと思います。

ただ、待機者ですね、問題につきましては解決していかなければいけない問題だと思っております。また、赤羽につきましてはですね、今の50、50がですね、今現状ではその段階で継続させていただきたいと、ただ、民営なのか公共でいくのかという点につきましては、今後検討していきたいと、そのように思っております。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

町営なのか民営なのか、前町長から引き継いでもう何年になりましょうか。まだ答えが出てない。まあまあとにかく早く出してください。

そしてですね、尾鷲市はいいんです。とにかく今の協議をしていかなければ、協議するべきところはしていいんですよ。ですけれども、町が予算を出して自分とこの町民のですね、高齢者の方の面倒をみていく、これ何も遠慮することないんでして、だからその方向性を明確に、町長のお考えをまとめていただきたい。いわゆる3人に1人が高齢化社会いっているのが、この紀北でございますので、高齢者の方が安心してですね、過ごせるような町にしてい

ただきたい。そのためには町民から選ばれた町長ですから、町長には絶大な権限があるわけ
でして、是非皆さんが安心できるような方向性を1日も早く示していただいて、なおかつそ
れに議会も協力していけるようにしたいと思います。よろしく願いしておきます。

矢口浦に対して、津波対策に対してですけど、現道ですね、補修、前回にも聞かせてい
ただきました。今現在、津波対策のもう1つは高潮対策の堤防が必要とされている区間、そ
の長さですね。メーター数を教えてください。そして今現在、完成しているのは何メーター
なんですか。今、町長がおっしゃったのは5年間で、この既存のいわゆるできておるところ
の補修ということはお聞きしました。ただ、まだやらねばならない区間がたくさんあるはず
です。その区間の長さですね、場所と、そしてそれはどのように要望していくのか、今あ
るところで5年間かかるのであれば、どうしてもつくらなければならないところは何十年先
になってしまうのかという不安を解消するためには、明確に地図を示していただいても結構
ですから、具体的にお答えください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点につきましては、担当から少し説明させていただきます。

北村博司議長

産業振興課長。

中村高則産業振興課長

はい、お答えいたします。先ほど町長が答えましたのは、今回ですね、今年度5月に国へ
要望しました既設の約870mですか。既設の堤防の分でございます、残りの堤防がない延
長としましては1,410mでございます。よって、まず今回既設のものを改修しまして、その
後ですね、15年、5年のスパンで一応、事業採択、申請するわけですが、そういうこと
で15年を計画して事業を実施する予定をしております。事業費としましては約20億円と予定
しております。以上です。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

15年待たなければ安心して過ごせない。これ非常に問題だと思います。必要な堤防の3分
の1しか完成していない。あとの3分の2のすべての完成をみるには15年かかる。これ一刻

も早く解決していくのにはどうすべきか、国の予算もごさいます、県の予算もごさいますけれども、それはそれとしておきながら、それが完成するまでの一次避難場所、最終避難場所、待避所等の整備をですね、これは町独自でできないことはないと思いますので、その点を明確に進めていただくということをですね、町長にもう一度答弁いただいて、この質疑を終わりたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、大変計画的にですね、期間の長いものでございますので、防災のやっぱりソフト面ですね、自主防災。矢口浦地区は大変熱心に取り組んでいただいておりますので、自分たちもどこへ避難するのかということですね、看板等掲げて活動していただいております。そういった部分からすると、町のほうもその自主防災会と連絡をとりながらですね、まず一次避難すべきところを明確にして整備していきたいと、そのように思います。

北村博司議長

東君。

1番 東篤布議員

はい、よろしく願いしておきます。いざ地震、津波等があった場合、台風等でもそうですけれども、よく何度か防災訓練ごさいますけれども、一番大切な点は要介護者である、誰かの手を借りなければ安全なところまで避難できない方が多くございますので、その方々をどうやって、誰の手を借りてこの地区はこう避難するんだということを明確に、地区防災の方と相談してですね、具体的に一人ひとりに示していただきたい。そしてそのご苦労ですが、その介護してくださる、手を貸してくださる方々にもその旨を伝えてですね、常々の防災訓練から要介護の方々を運んでいただく訓練をしていただきたい。そうすることによって、15年待たなければならぬ堤防の不安も、何がしか解決できるのではないかと考えます。その点をよろしく願いしておきます。

続きまして、南北縦貫道・赤羽川災害復旧・山本堤防と、こう3つ重なっておるわけですが、これはですね、すべての工事をリンクさせて県に要望していかないと、予算が確保できないという点から、この3つの点を並べて質疑させていただきましたわけです。山本堤防につきましては、16年の災害のときに堤防の途中から水が噴き出てきた。これを山本区にお住まいの大西昭氏が発見されて通報してくださった。その後、県に何度か陳情に行きま

して、やっと堤防のボーリング調査となったわけですが、当然、左岸だけの山本堤防だけではいきません。堤防というのは右岸、左岸、両方強固になってこそ堤防ですので、出垣内川は国道42号線からJRの間のボーリング調査と、そして上流部は下地、志子地区のボーリング調査も済まれて、12年には結果報告が出るということでございますが、問題点はそのあとの、結果が出たあとの堤防補強なんですけれども、町長ね。今現在でも422号、今度は町道に認定されましたけれども、非常に幅が狭い。いっそのこと堤防補強するのであれば、もう少し拡幅する考えがあるのかないのか、これは平成10年から県と協議してまいりましたが、当初は必ず拡幅しますと言っておったのが、今現在では拡幅しません。いわゆる高速道路の推進官が5名ですか、5名か6名変わったんでございますが、当初の一番最初に来られた北川推進官は、今三重県のトップの県土木の所長でおられますのでですね、その点はよくご理解されておると思います。その点は強く高速道路、いわゆる南北縦貫道、赤羽川の災害復旧踏まえてですね、こういった点から予算を確保すればよいのかという点を、北川さんと、県と協議してですね、つかんでいただきたい、このように思います。

そこでお尋ねしますが、今現在、県のほうに町長は、この間県に行ったところ、町長は何度も要望に来てくださっておるということですが、この山本堤防の拡幅の件は、町長おっしゃっていただいておりますか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、課長にも確認させていただきまして、要望させていただきました結果がですね、先ほど答弁しましたように、なかなか難しいとお聞きいたしております。

それと、この件につきましては、北川部長にはお話しはいたしておりません。直接には。

北村博司議長

東君。

1番 東篤布議員

北川さんでなくて、そのあとの北尾さんのとき、大久保さんのときにはですね、それまでは広げて当然ですと、こうおっしゃっておった。そのときにはまだ町道になってませんでした。いわゆる国道昇格した422号の時点でしたけれども、そのあと、だからこの拡幅をしていただいてから町道認定していただくのが本来でなかろうかと思うんですが、すでに町道認定してしまいましたけれども、しかし、その後の町道認定する前ですけれども、大久保推進

官のときに拡幅は当然難しいと思います。しかしなれど、いわゆる迂回、待避所ぐらいはつくらんならんでしょうねと、こういう考えでした。しかしながら、町長もご存じだと思いますけども、出垣内川、いわゆる右岸側につきましてはですね、この堤防を利用しつつ、なおかつ通学路であるところの道路を避けまして、堤防を利用しつつ河川の中にも道路をつくって、いわゆる迂回路をつくってございます。

しかしなれど、左岸のほうは一向にそのような対策はなされていません。つくろうと思えばいかようにでもつくれる場所があると考えますが、その点はどうでしょうか、その点を具体的に提示されましたか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当からその経緯をお話させていただきます。

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われましたですね、左岸側にも右岸側と同様に、河川内に工事用道路をつくることのできないのかというご質問でございますけれども、確かに議員が言われますように、堤外には民地がございまして、工事用道路を堤外地につくることは借地をすれば可能ではございますけれども、いろいろ諸事情がございまして、国土交通省、また中日本等もですね、そういうことでそういう動きはあったようではございますけれども、いろいろ事情がございまして、その借地の使用が協力していただけないというように聞いております。

したがって、422号沿いにですね、本線道路の取得した用地もございまして、そのあたりで待避所は堤内のほうにつくることは可能であるので、そのように検討しておるというのを聞いております。以上です。

北村博司議長

東君。

1番 東篤布議員

住民の陳情を受けてですね、形式的に県に行かれてもですね、なかなか県は動いてくれません。具体的にですね、こういった方法論でやってくれませんか、それが駄目ならですよ、

こういう方法論はどうでしょうかと、それじゃこれはどうでしょうかね、何点か要望持っていないかんですね。そしてそれが駄目ということになればですよ、一体県は住民のあれをどう考えておるんだと、強く迫ればですよ。これ問題ですよ。そうでしょう、なぜ右岸の通学路がつくれて、左岸の通学路がつかれないんですか。用地が難しいならなぜ町が行って用地を解決しようとしなないんですか、私は県からも国交省からもネクスコからもですね、山本の迂回路つくるのに、誰々のどこそこの用地でですね、困っておるんですという話は一向に聞いたことないですよ。他のところで困っておるとは聞いておりますがですね、もしそのような方があったら、僕は直接行ってでもね、土下座してでも頼んで、子どもたちのために一時期貸していただませんか、用地の借地料はこれだけでございます。それで不足ならばぐらいの話はさせていただく気持ちがあります。それほどやろうという意思薄いんじゃないでしょうか。

言葉はちょっときついですけれども、そのように感じてしまうんです。その点をもう少し具体的に町の計画をつくって、図面をつくってでも県に行って膝詰めで談判していただきたい。その時点で県が首を振らないのか、国交省が首を振らないのか、ネクスコが首を振らないのか、ネクスコは関係ないと思いますけども、是非ですね、そのような交渉をしていただいて、町にも高速推進室があるんですから、プロジェクトがあるんですから、そのような問題点があったらですね、地元の議員に言っていただければ、私は地元の皆さんに本当に足しげく足を運んでお願いしたいと思っておりますので、その点をもっと具体的に明確にさせていただきたい、このように思います。

じゃ、その答弁はよろしいので、4点目にいきます。

高速関連質疑でございますが、いわゆる一番問題点は三浦の休憩所ではあろうかと、こう思っております。その前に山本の遮音壁、山本の遮音壁につきましては、当初、県が法面で、いわゆる逃げるから、それで十分騒音は防止できるんだと、法面に立木を植えます。それが遮音壁になるんでなかろうかとかうおっしゃっておった。しかしなれど、今現在は法面がなくなって真っ直ぐに立ってくるわけです。そして先ほど町長がお答えになった騒音調査、基準値をはるかに下回っている。まだ道路ができてないのに、どうやってその基準値を測定されたのか、これは推測でされたのか、その点をお答えください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課のほうからちょっと答えさせていただきます。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。環境アセスのですね、騒音の評価でございますけども、当然、事業者のほうでですね、予測の交通量というのがございます。それに伴いまして東長島地内、また出垣内地内でも予測の結果が出ております。ちなみに数字を申し上げますとですね、高速道路の場合ですね、昼間、当地域の場合でございますが、昼間70デシベル以下、夜間は65デシベル以下という基準がございます。そういうことで田山地内の予測値でございますけども、朝43デシベル、夜間は34デシベルということで、基準を下回っているということで、現在のところ遮音壁の設置は予定してないということでございます。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

だから道路ができてないのに、何を基準にしたデシベルなの。道路ができてよ、わかってない。登坂車線になるのやね。山本側から。それできておったらいいよ、どこで測定しちゃったんですかね、これは。予測するんならどこ。お尋ねしたいのは、当町に保冷車が多くございます。そしてダンプ車も多いですね。そしてなおかつそのいつごろ予測されたのか、お尋ねしたいんですけれども、今、民主党さんになってから、無料区間とかね、試験区間とかありますけれども、今そういうことで、非常にそのダンプ等の車両通行、交通が多いんですけれども、予測された年月日と、いわゆるその走る車両の種類と台数等ちょっと報告していただけないですか。デシベルはわかるんですが、基準値のデシベルはわかるんですが、できていない道路をどうやってデシベルしちゃったのかなと思うので、お願いします。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。ちょっとこのインター線は県の事業でございまして、したがって、紀勢線本線の予測値を参考にしております。そういうことで調査、また計測の日時はどうかということでございますが、今現在、資料は持ち合わせございませんので、その期日はお答えできません。ただですね、先ほど私が説明させていただきましたように、あくまで

もその交通量予測のですね、交通量に基づいて予測と数値を出しているということでございます。以上です。

北村博司議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

はい、わかりました。この点につきましては県とも話し合ったんですけれどもね、とにかく完成をみて、そのあとで騒音が出たらまた言ってくださいと、また別の予算で考えますとおっしゃってくれてましたけれども、とにかく一番懸念される、心配されるのはですね、通常のダンプトラック等であれば排ガス規制受けてますので、対して騒音はなかろうと思えますが、特にこのたまにですね、マフラーを改良されてこうドッドドッと音がする。たまにする音もですね、基準値に入れねば問題かなとこう考えています。その点も踏まえながらですね、県との協議を進めていただきたい。

田山地区の排水ですが、4箇所の調整池ですね。何立米ぐらい調整されるのか。1枡何立米なんですか、全部でどれだけあるんですか。あれだけあった広い田山の田んぼをですね、埋めてしまうわけです。風の方向性も変わるんじゃないかと懸念されておられる業者の方もおるんですけども、まず心配される調整池であった田んぼが擁壁で埋まっていった。その擁壁で埋まっていく面積、その要領はいかほどであったのか、それに対して4箇所の容量で十分であるのか、もう1つはトンネルは大内山から長島に向かって急勾配で来ております。大内山の雨も長島に入ってくると、こう懸念しておるわけですし、その点のある容量はこうであって、これからつくろうとしている容量はこうです。だから十分なんですという具体的な説明をしていただければ住民の方々も安心されるんでなかろうかとこう思います。

先ほどの遮音壁にちょっと追加しますけども、田山の場合、非常に高いところを道路が走っていきます。缶とかビンの投げ捨て等も心配されるので、その辺の防護柵等の要望もございましたけれども、その点もお答えください。よろしく。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

その点につきましても、担当課からお話させていただきます。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

それでは、排水対策についてでございますけれども、まず先ほど、町長の答弁にもありましたように、現地の状況、特に地形、また気象条件、地質等を勘察しまして、またさらに供用後の維持管理も踏まえたうえで設置しているというふうに聞いております。また、施設の設置の基準に関しましては、当然、二級河川に放流いたしますので、河川管理者との協議も十分に行ったうえで、設計をしていくというふうに聞いております。

沈砂池でございますけれども、田山川、赤羽川の合流点から約 2.7kmほどございます。まず赤羽川合流点から約 400mほど上流に調整池の 1 といたしまして 1,500 t のものを設置の予定でございます。次に赤羽川の合流点から約 1.1km上流に、調整池の 2 といたしまして 700 t のものを設置の予定でございます。さらに合流点から約 1.8kmの上流部分に、調整池の 3 といたしまして、1,000 t を設置の予定でございます。さらに合流点から約 2.2km上流にですね、調整池の 4 といたしまして、1,200 t のものを計画いたしております、もう施工しております、合計で 4,400 t でございます。

ちなみにですね、今現在 2 基が完成してございます。調整池の 3 と 4 はすでに完成しております、調整池の 1 と 2 につきましては、今、濁水防止の沈砂池を兼ねております、工事が完了後はこれをさらに調整池として整備していくということでございます。

それとですね、道路利用者の空き缶等の投棄の問題につきましては、その辺のところは事業主体のほうには要望していきたいと思っております。以上です。

北村博司議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

ちょっと答弁漏れで、課長教えて。4,400 t これからつくりますよということ、今現在のいわゆる調整池の、いわゆるキャパとですね、それで堤防というんか土羽で埋まってしまうんでしょう。それが何立米か。いわゆる 1 立米は 1 t でございますから、立米で教えていただければ明確かなと思います。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

今のですね、ちょっと私、答弁が的確ではございませんでした。調整池の 3 と 4 につきましては、すでに完成しております、調整池の 1 さらに 2 につきましても、ほぼでき上がっ

ております。ただ、今、工事中でございますので、濁水対策の沈砂池として今現在利用しているということでございます。

それとですね、今言われました盛土においてどれほどの農地が消失したかというようなことでございますけども、申し訳ございませんが、その分は数値はつかんでおりません。ただ、冒頭に申し上げましたように、それらを踏まえてですね、河川管理者と道路事業者と協議のうえ、決定しているということでございます。以上です。

北村博司議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

低い田んぼがあったら、それが調整池に今までなっていたわけですけども、どれほど潰れてしまうかは明確になっていないという、その点が問題でなかろうかと思うんですけども、いわゆる 4,000某、5,000某の調整池ができるとおっしゃいますが、先ほどまた課長は、この水路は2級河川ですか、流すとき。最終はそこへ行くんですよ。しかし、途中、田山川、町管理の狭い河川に行くわけでして、この河川から本線との合流点が非常に角度が悪くて、本線が水嵩が増してくると逆流してくるのが現状でございます。

それでなおかつ、今回高速道路で随分と田んぼが埋まってしまう。それでなおかつ、その横にある生コン会社の生コンの移転が決まって、そこも埋め立てしている。いわゆる昔のですね、何ヘクタールもあった調整池が全部、いわゆる宅地化されてしまう。埋まってしまうということなんですね。その点ですね、もう一度そこら辺の昔あった田んぼの面積、いわゆる調整面積をですね、出していただきまして、今現在残っておるところの調整池の面積、そして今から埋めていこうとされている高速道路ですね、埋まってしまうところの面積を出していただきまして、いわゆる当然量も出てきます。それに対していわゆるこの調整池で良いのかという点、検討していくということと、この調整池の排水が2級河川には行きません。小さな田山川に行くということを念頭に入れていただきまして、平成10年から13年にかけての協議のときには、県は田山川の河口がですね、田山川が本線に流れやすいように45度に切りましょうという約束をしてくださったんですけども、その後の変更がございまして、田山橋が古いから架け替えて広くするという約束を取り付けておったんですけども、それが変更になって田山川はまだ新しいのでそのまま使いたいので田山川切りませんと、こういう答えがまいりました。

しかし、もう県のほうでですね、各橋の耐震の調査が済んでおります。いわゆるあの橋も

非常に古うございます。上流部であるところのこの田山の橋より、3年古いだけの橋がもう立派に架け替えが終わっております。ということはこの橋につきましても調査をすれば、当然耐震診断の結果が悪いと、こう思っておるわけです。そうなれば当初計画どおり架け替えて、河川を切るべきではなかつたらうか、この経緯があったという点を担当課長ももちろんですけども、町長によくお含みおきまして、今後の要望に生かさせていただきたい、このように考えます。

じゃこの点はこのぐらいでおきまして、おいたったらあかんのや。三浦が残った。三浦のサービスエリア、いわゆる休憩所でございますけど、これは島本先生からですね、島本県議員のときから国に要望しておったのは、ここでもインターではないけれどね、災害のときには避難できるような道路をつくっていただけませんかという要望が、やっとかなったわけであります。

そしてなおかつ途中、大台サービスエリアからですね、トイレがありません。だからここに休憩所ということでトイレはつくろうというのは国交省の方針でございますけれども、そのできる面積によっては、いかようももっと広く残るわけですし、その広く残ったところにつきましても、国交省は今もそうですけれども、これから先も何をやろうという意思はございません。この残った用地を何だか使おうとするならば、町がこのように使わせていただけませんかという、物品販売所であるなり、観光案内所であったりとするならば、町が強く要望していかなくとも考えますが、その点の町長のお考えをお尋ねします。

私はもう1つ、ここの点で一番問題なのは、一番大きな問題はせつかく県議会を通して強く要望して道路をつくっていただくようになりました。これがいわゆる24時間通れるように上り下りできるように要望していくのが、これからの町の課題でなかろうかと、その次にいわゆる物産展である、そういうことであるならば、それはそれとしてですね、町で解決していく問題ですから、考えればよかろうと思う。まず第一には、この道路が紀北町で言えば長島区、海山区もでございますけれども、三浦にもあれば3箇所の乗り入れ口ができるわけですし、これが最も重要なこの三浦地区の休憩施設の大きな点と考えます。その点をお尋ねします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

物産販売につきましてはですね、今議員おっしゃったようにですね、方向性、要望させて

いただいておりますし、アクセスにつきましては基本的な部分でですね、提言書もいただきましたんで、そういったことでもお話をさせていただいているのが事実でございます。そういう方向でやってはおりますが、こう話が具体的になればなるほどですね、問題点というのですか、先だって答えさせてもらったような問題点も出ているのも事実でございますので、今後、国交省ともですね、詰めていきたいとそのように思っております。

北村博司議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

まず、要望する前に町としたらどのような三浦休憩施設にするのかという、いわゆる大きな構想がまず必要でございます。これがなければ、やっていただけませんか、駄目です、じゃ諦めます、では物事進んでいかないとこう思いますね。まずその、国から出していただく予算をとれる事業と、県も補助金出して、これは県は関係ないですけども、これはですね、当町でやらなければならんということは明確でございますので、この点をよろしく願いしておきます。とにかく上り下りで道路をつくっていただいたんですから、これは災害時だけ利用するというふうに止めてしまわずに、いつも常時使える、いわゆる道路にさせていただきたい、でなければ、せっかくつくった道路が何年もかけてですね、要望してきたことが無駄に終わってしまう。そのように思います。いわゆる災害だけであれば避難所でストップしなさい、本線へ出ることはなりませんとこうなりますので、その点をよく念頭に置いて交渉していただきたい、このように思います。

では、最後に5点目、地区公民館についてでございますけれども、今現在、特に今回お願いしたいのは片上地区、なおかつ呼崎公民館でございます。これと同じく山本公民館等、ほかにも古い公民館が多数ございますけれども、山本公民館は木造でございますので、またもっともっと手を加えれば、もっと持つんではなかろうかなとこう考えております。ただこれは、地元からの陳情、要望等が出てくる前に、町がですね、今抱えている教育施設ですね、それから住民課で持っておる施設、それから教育で管理しているところ、2つあるわけですけども、それらすべてを踏まえてですね、これで必要なかどうか、町民が求めているのが何なのかということを検討していかなければ、どんどんどんどん公民館ばかりが増えてですね、非常にあとの管理が大変になるのではなかろうかと、こう考えます。

今現在の当町の持っておるところのこういった施設とですね、そして今現在、進行中の田山地区の集会所も踏まえて、今、早急に着工を急いでおるところの集会所、今要望等があが

っておりますところの片上地区の要望書、そして今現在、あがってきてはいないけれども呼崎地区の同年代に建った地区の公民館がいくつぐらいがあるのかですね、町民の皆さんにわかりやすく具体的に説明していただきまして、次の質問に入らせていただきます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

わかる部分から、それぞれ担当課に答えさせていただきます。

北村博司議長

住民課長。

平谷卓也住民課長

集会所の数でございますが、海山区におきましては今回、条例一部修正を、改正をさせていただきます。渡利を含めまして25施設でございます。で、紀伊長島区につきましては田山を含めると25箇所でございます。以上でございます。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

質問の仕方が悪かったかも知れませんが、それはそれでわかりました。両区に25ずつ50あります。しかし、今後これから増やしていこうという施設はなんですかという点とですね。今現在、建て替えようとしておる施設と同年程度の施設はいくつほどございますか。いわゆる前後ですよ。51年に建てた。何年に建てた。その前後、よく似た施設がいかほどあるのかということ。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

要望はですね、それぞれの地区からもまだまだ出ておりますので、そういった部分ですね、過疎計画へも盛り込んでおりますので、今後対応していきたいと思っております。

ほかの建築後どれぐらいということにつきましては、担当課よりお答えさせていただきます。

北村博司議長

住民課長。

平谷卓也住民課長

片上教育集会所はですね、昭和51年度、鉄骨造り2階建てでございます。さらに、今要望が出されておるのが、志子奥につきましても昭和52年度ですね。ちなみに田山集会所は48年度建築でございました。中州集会所につきましては49年度、以上のような状況になってございます。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

どの施設もよく似た、当初予算があったのが、バタバタと建っておりますけども、ただ、今後ですね、これだけの施設が必要なのかなとこう考えますとですね、いろんな角度から見ますと必要だなという答えと、そうでなからうという答えが出てきます。例えばですよ、葬儀だけに必要であればね、両区にそういう葬儀施設があればね、必要でないのではなからうかこう考えます。ただ、避難場所として寝泊まりができる施設と考えますとですね、当然、各地区に必要であろうと、こういった答えにもなるわけですし、特に大原地区なんかは有効に利用されておりました、憩いの場としても利用されているようですけども。

そこでですね1つ、ちょっと話が飛びますけれども、十須地区にできた集会所はソーラーシステムにできております。ここは非常に地元の区長さんがですね、担当課長さん呼ばれてですね、熱心に説得されて、なおかつ町長も説得されて、やっとこさできた施設でございまして、私良い例の前例としてですね、今後すべての施設にそのようなソーラーが設置されていくのではなからうかと、こう期待しておったんですが、その後、あの施設で止まっておって、一向にないんですね。

そこでお尋ねしますが、十須地区のいわゆるソーラーでですね、どれほどの収益が上がっているのかという点とですね、今現在のいわゆる中部電力さんに買っていただく売電料金、過去と今現在の比較をちょっと教えていただきたい。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そちらのほう、担当のほう資料持ってますかね、その売電の部分。中電へ売電しておるの持ってますか。

北村博司議長

教育費で予算計上したんや、あれは。

尾上壽一町長

資料持ってますか、ない。議員申し訳ない。その資料がないそうなので、また調べさせて
いただきたいと思います。

北村博司議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

ごめんなさい。担当課長もちょっと聞いておいてよ。過去はね買っていたいただいておったんです。それが倍ぐらいに上がっておるんです。料金がね、買っていただく。だから大体月に十須で 5,000 某かあったのが、今上がって 1 万某、いわゆる余剰金が出てくる、金が余ってくる。それを何に使うかちょっと考えておるんだと、区長さんの非常に嬉しい報告をいただきましたけれども、そしてなおかつ、この設置するときに非常に高い高額の予算がかかるソーラーですけれども、今こういったシステムがあるんですね。ソーラーを付けていただけませんか、ただしこれぐらいの面積指定されます。しかし、このときは零円なんです。売電をした時点で、その売電の価格から償還、いわゆる返済していただいたら結構です。これは 20 何年かな、いわゆるソーラーの耐用年数に応じた償還システム、返済。

北村博司議長

わかりました。時間がまいっておりますので、とりまとめてください。

1 番 東篤布議員

わかりました。あるんですよ。その点もあるんですからね。今後の施設についてはそういった点、いわゆる施設で大変なのは維持管理が大変になってくるわけですし、それをですね、何とか地元の負担を楽にしていくには、やっぱりソーラーも 1 つの手でなかろうかなと考えます。ただ、予算がないから高額だからと諦めるんじゃなくて、やろうとするならば何らかの方法論があらうかと思います。またあとから聞いていただければ業者名も教えますけれども、無料で設置してくれます。なおかつ、それは月々に中電さんに買っていただいた予算の中から返済でよい。中電からいくら入ってくるという計算書まで、業者さんがやってくれますので、是非これを取り入れて今後の施設の運営資金に充てていただきたい。また地元の皆さんのですね、何らかの余暇に使っていただけるようにしていただければ、幸いかと思います。

5 点の質問をさせていただきましたが、1 点 1 点具体的に答えていただきましたので、極

力この要望はかなうようにですね、強く町長に要望して9月議会の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

北村博司議長

以上で、東篤布議員の質問を終わります。

北村博司議長

ここで、11時35分まで休憩いたします。

(午前 11時 22分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 35分)

北村博司議長

次に、13番 島本昌幸君の発言を許します。

島本昌幸君。

13番 島本昌幸議員

13番 島本昌幸、9月定例会の一般質問に参加させていただきます。

一般質問も15番目ともなりますと、もうほとんど前者議員が質問していただきまして、町長からも明確なご回答をいただいておりますので、極力簡単に質問をさせていただきたいと思っております。残り25分しかありませんが、町長次第でお昼までに済むことと思っておりますので、明確なご回答頂戴したいと思います。

まず、安心・安全な銚子川にということで質問させていただきます。

8月4日でしたと思うんですけども、銚子川はもうたくさんの方が遊泳に来ておられまし

て、木津の橋の下から国道42号線、銚子川の橋の下までもうたくさんの人で数えきれんほどでした。大変喜ばしい光景でしたんですけれども、他方、こんだけたくさんの人が泳いでおったら、これ監視できるのかなとか、パトロールはやっておるのかなという、ちょっと疑問もあって、ちょっと心配したんですけれども、ところが残念ながら8月11日ですか、7歳の子どもさんがその幼い命を亡くされたということで、本町に縁もゆかりもない家族連れがですね、お越しいただいて、それで尊い命を亡くされたということで、楽しいはずの夏休みが一瞬にしてその不幸のどん底に落とされて、死んでしまった子どもさんはね、大阪の方でしたか。自宅まで連れて帰られる、その親御さんの心中を察するにあまるところがありまして、私、当事者じゃないんですけれども、紀北町民として誠に申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。

私もそうですけれども、銚子川流域を何とか活性化して集客させていただきたいと取り組んでおりましたけれども、他方、やはりその人命尊重とか、安全第一というのをちょっとおろそかにしておったのではないかと、そのように反省しておる次第なんです。このことに関して町長にひとつご回答いただきたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

島本議員のご質問にお答えいたします。

毎年、夏になりますと、県内外よりたくさんの方に、銚子川に来ていただき、入込客が増加することは、紀北町の観光産業の発展の面におきましても大変喜ばしいことでございます。

しかしながら、本町の夏を楽しむべく、大勢の方に銚子川にお越しいただいているわけではございますが、去年、今年と2年連続して、水難事故が発生しており、私といたしましては大変残念に思っているところでございます。お亡くなりになった方々のご冥福を心からお祈り申し上げる次第でございます。

町といたしましては、前回、今回の水難事故を踏まえまして、今まで以上に、遊泳客に対して注意を促すため、関係機関とともにパトロールや注意喚起を行ったところでございます。

以上のように、大変なところがございまして、オートキャンプのほうですね、管理人のほうからもいろいろとハード面についての改善もお話をいただいておりますので、そういった面も含めましてですね、今後、より安全・安心に過ごしていただけるような工夫をしていきたいと、そのように思います。

北村博司議長

島本君。

13番 島本昌幸議員

担当課にちょっと調査していただきましたら、平成16年ですね、例の水害の年の夏、8月にも1人亡くなっておるそうです。ですから、銚子川は残念ながらこれ6年の間に3人の方が亡くなっておるんですね。ちょっと本腰を入れて、やはり他所から来ていただいている方の安全というのを、やっぱり確保していく対策が必要じゃないかと思うんです。

近隣の海水浴場ですね、大体夏場になると海開きなんかというのをやりまして、地方紙なんかにも記載されまして、安全を祈願してやるわけですけども、銚子川もですね、これからは川開きですか、これをやっぱりやっていって、お寺さんか神社の神主さんにですね、その御祓いをしていただいて、安全祈願をしていただいて、ちょっとアトラクションをするということぐらいをして、町内外にやっぱりアピールしていく必要があるんじゃないかと、そのように考えるのです。ちょうど7月20日前後にきほく七夕祭りというのがありますね。夜花火もあげたりしますけども、これの時期的に7月20日前後でしたら、昼間の行事としてですね、銚子川の川開きというのを、やっぱりその行事のプログラムの1つに入れていって、そういうことをやっぱりこれまで亡くなった方とか、これからお越しいただく方の安全を祈願してですね、川開きというのをやっぱりしていったほうがいいんじゃないかと、そのようにその安全対策の1つとして私、個人的には考えるんですけども、その辺、ちょっと町長のご所見をお聞きしたいと思います。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

今、川開きと言いますが、基本的にはですね、銚子川はいろいろな方が自分の責任においてですね、遊泳していただいているような形になっております。海水浴場はですね、それぞれ監視人も置きまして、監視もさせていただいております。またそれと、銚子川につきましては相賀区が水神さんということで、水の安全を毎年7月だったと思うんですが、神社さんで水神さんというのは橋の木津よりのほうにございますが、そこで毎年やっていただいておりますので、そういうことになります。

北村博司議長

島本君。

13番 島本昌幸議員

そういうことでやっていただいているのでしたら、それで結構なんです。町長の諮問機関ですか、くるまぎ会議などというのもあって、銚子川流域の魅力アップですか、そういうのもやってみえるようですので、やっぱり安全第一ですので、それも含めてですね、これからね、町内外から銚子川へ遊泳にお越しいただくお客さんに、安心して楽しんでいただけるように努力をしていただきたいと思います。

次に、これも前者議員で質問がありましたんですけども、巡回バスの調査運行ということで、1つお聞きしたいと思います。本町の高齢化率がですね、35.2%、今年はまだ酷暑でしたので、路線バスの空白地にお住まいの高齢者の方、もうその通院やら買い物に大変ご苦労されたと思います。それで私もいろいろ住民の方々と接する機会があるんですけども、どうしても高齢者の方は、もう国道沿いのバスに乗りに行くのに、1kmから歩かないかと。もうそれだけでほったりして、もう買い物どころではないという方も多いです。ですので、まあまあちょっと僻地ですね、そこへ町営でもいいですし、商業車をチャーターしていただいても結構です。とにかく高齢者の方が自宅のすぐ近くでバスに乗って、相賀あたりでショッピングしたり通院できるような方法はないかということで、要望を受けております。

前者議員は島勝方面でしたけれども、私、上里方面のほうをちょっと調査しましたら、大体、馬瀬、鯨、河内方面で65歳以上の高齢者が100所帯以上ありますね。それで便ノ山、小山で大体ここも130所帯くらいあるんですかな。ほぼどちらも100所帯を超えているんです。65歳以上の高齢者がお住まいの所帯ですね。この中でもまだ運転免許持って車をお持ちの方もおりますし、これ以外に若い方も車持ってないから、自転車で国道端まで行ってバスに乗るとか、相賀まで自転車で行っているという人もあります。高齢者の希望ではその巡回バスを入れてくれるのでしたら、もう車要らない、車は売却してそのバスで相賀あたりまで通院したり、買い物に行くという方もありました。

ですので、やっぱり高齢化社会ですから、その対策として、やはり私もひとつ、いろいろ対策はあると思うんですけども、私の場合、町営の巡回バスを、とりあえず調査運転をされる予定はないか、お聞きしたいと思います。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

ただいまの島本議員の巡回バスのテスト運行につきましてお答えいたします。

現在、本町では、河合線、尾鷲長島線、島勝線の3つの路線バスが運行しております。河合線は、紀伊長島駅から赤羽の河合まで走っているバスで、赤羽地区をカバーいたしております。また、尾鷲長島線は、紀伊長島駅から紀北町を縦断し尾鷲市の瀬木山までのルートで国道42号沿線をカバーしております。島勝線は、島勝から尾鷲市の瀬木山までのルートで、海山区の海沿いの地域をカバーをいたしております。

しかしながら、これらの路線の沿線におきましても、バス停から遠い地域も存在しておりますし、また、これらの路線から全く外れている、いわゆるバス空白地も存在していることも事実であります。

近年の車社会において、自家用車の所有率が多い中、バスを必要とする方の割合は少ないのが現状ですが、自家用自動車などの交通手段を持っていないお年寄りなどの皆さんにとりましては、移動手段の確保は重要な課題であります。昨年、これらのバスに係る状況を調査し、今年度は、地域公共交通会議を設置し、課題の解消に向けて検討を進めているところでございます。

調査で明らかになりましたバスの主な利用目的は、病院への通院と買い物でありました。その目的地となる病院や買い物施設は、海山区では相賀、紀伊長島区では東長島に集中しており、バス空白地の周辺部からそれらの中心部への移動手段が求められております。今後は、高齢者を主な対象として、周辺地域から中心地域へ向かう買い物と通院を目的とした乗合タクシーなどによる運行を検討してまいります。来年度からは試験運行を行っていきたく思っております。以上です。

北村博司議長

島本君。

13番 島本昌幸議員

来年度からは試験運行をしていただけるということで、町民の方々の希望としては週に2回、3日に1回ほど一往復していただいたら、それで十分だということですので、その辺も踏まえていただいて、ひとつ早めに調査運行というのを実行していただきたいと、このように考えます。

次に、町営住宅です。ちょっと長島区のほう把握してないんで申し訳ないんですけども、海山区汐見のほうですね、あけぼの団地A棟とB棟、それとこの役場のすぐ近くに汐ノ津呂団地というのがあるんです。それで私個人的にはちょっと30年以上経ちまして、耐震はちょっと心配なんじゃないかと、そのように思いまして、耐震診断は済んでいるのかということ

で質問させていただいたんですけども、それに対してお答えをお願いいたします。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

議員ご指摘のですね、汐ノ津呂団地、それからあけぼの団地の耐震診断でございますけど、これは壁式コンクリート構造の安全に必要な技術基準となる床面積当たりに対する壁の長さの合計が基準の数値を超えているということでございますので、現行で耐震基準を満たしていると判断をいたしております。

北村博司議長

島本君。

13番 島本昌幸議員

来るべく、その3大地震のその大きさというのはね、もう予測ができません。どんなに強固なものをつくっても果たして対応できるかどうかわからないので、町長がおっしゃるように耐震は大丈夫だろうということであれば、それで何とか入居者の方々には安心してお住まいいただきたいと、そのように考えます。

ただ、汐見のほうのあけぼの団地ですか、ちょっと階段のところなんか、あれ何というのかコンクリートが落ちてましてね、鉄筋が丸見えのところもあるんです。そういうのを見るとえんかいなと思いますので、これ町営住宅、特に今、鉄筋コンクリートの建物なんかは、半年に一遍でも定期的には点検なんかはされておるんですか、いかがですか。

北村博司議長

町長。

尾上壽一町長

担当課から。

北村博司議長

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われましたようにですね、定期的にはそういうようなパトロールは行っておりません。各集合団地にはですね、町のほうから1名管理人さんをお願いしておりまして、管理人さんからそういうような通報、連絡がございましたら、その都度

対応しているというような状況でございます。以上です。

北村博司議長

島本君。

13番 島本昌幸議員

失礼ですけど、管理人さんはね、そういう建物に関してプロじゃないですから、やはり町は町として毎月とは言いませんから、老朽化する一方ですから、ですから半年に一遍ぐらいはですね、やはり点検に回っていただくと、4階まで上がっていただいてコンクリートが落ちてないとか、そのような点検をして入居者に極力ね、安全に生活していただくように努力をしていただきたいと思います。

時間たっぷりありましたのですけれども、これで私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

北村博司議長

以上で、島本昌幸君の質問を終わります。

北村博司議長

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 51分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

北村博司議長

次に、15番 中津畑正量君の発言を許します。

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

それでは議長の指名を受けまして一般質問をさせていただきます。

事前通告した部分として、できるだけ具体的にと思ひまして書きましたが、町長の明確な答弁をひとつよろしくお願ひします。

1つには、地域公共交通会議の結果について、町民アンケート調査をはじめ、各種の調査により町民の公共交通に対する現状が出されております。町長はどのようにこれらのアンケートを受け止めているか、お伺ひします。

1つには、町民アンケートの調査の結果について、2つ目に、老人クラブアンケート調査について、3に、公共交通の課題について、4番として、今後の方向について、町長の答弁をお伺ひいたします。今までにも奥山町政から、この巡回バスということで質問もしてきましたし、今日も私で7人目のこの巡回バス、タクシーにいたしましても、どちらかになるかわかりませんが、多くの町民が関心を持って見守っている、そういうことで7人もの議員の皆さんがこの問題について質疑をしておるところでございます。重複する部分については割愛していただいても結構でございますが、ひとつ町長のお考えをお示し願ひしたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

中津畑議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地域公共交通に関する町民アンケート調査結果についてをお答えいたします。

地域公共交通に関するアンケート調査は、昨年11月に町内の2,000世帯を対象に、郵送により配布し回収する方法で実施させていただきました。その結果931世帯から回答があり、46.6%の回収率となりました。

主な調査の内容は、自動車や運転免許の保有状況、バスの必要性や利用目的、今後の利用意向で自動車運転免許を保有していない世帯は18.9%、自動車を保有していない世帯は18.3%でありました。また、バスの必要性では、公共交通が必要な人がいる世帯は43.8%、外出時に交通機関がなくて困ることがある世帯は46.6%となり、4割強の世帯が公共交通は必要と回答されているところでございます。

バスの利用目的は、通院、買い物、役場などの公共施設が上位を占めました。さらに、今

後のバスの利用意向につきましては、利用したいと回答された方は29.3%、条件が合えば利用したいは34.8%の方が回答されています。この調査は、それぞれの項目を年代別にも集計し分析いたしております、その結果、特に高齢者の世帯が、自動車や運転免許の保有状況が低く、通院や買い物を目的にバスを必要としている現状が、浮かび上がりました。

次に、老人クラブアンケート調査結果についてお答えいたします。

この調査は、バスの主な利用者と想定される高齢者の意向を把握するために、実施した調査でありまして、バス停から遠い地域やバス空白地にある老人クラブを中心に聞き取り調査を基本に実施させていただきました。調査の結果は、町民アンケートとほぼ同様の結果が出ておりますが、町民アンケートより老人クラブアンケートのほうが回答率の多かった項目は、自動車などの移動手段を持っていない方の割合、バスの利用頻度、バス利用目的での通院と買い物の割合であり、一般の世帯と比べて、高齢者世帯は、自動車などの移動手段の所有率が低く、その分、バスを利用する世帯が多いのが明らかになりました。さらに、利用目的につきましては、通院と買い物が他の項目に比べて突出しており、この2つに集中しております。

次に、公共交通の課題についてでございますが、本町には、3つのバス路線がございますが、バス停から遠くにある地域や全くバスが通っていない地域も存在してございます。しかし、現在運行しているバス路線は、利用者が少ないのが現状で、すべてが赤字路線となっております。このことから、町の財政負担も増加しておりますし、将来的な存続が危惧される状況でもあります。

現在の車社会の中で、先の調査では、本町におきましても自動車を保有していない世帯は18.3%にとどまっていますが、その内訳をみますと、高齢者世帯が多くなっております。さらに、公共交通機関がなくて困ることがあると答えた世帯は、46.6%にのぼっており、ここでも高齢者世帯の回答率が他の世帯に比べて高くなっております。

また、本町の地形は南北に長く、道路は国道42号を中心とする幹線から枝分かれする形で支線が周辺部に伸びており、広く地域が分散しております。したがって、町内全体、あるいは地域全体を巡回するようなルートは設定しづらい状況にございます。

次に、今後の方向についてでございますが、昨年度実施いたしました、さまざまな調査の結果から、現在のバスの利用目的や今後の利用意向は、児童生徒の通学と高齢者の通院や買い物でありました。そしてバス交通への期待は、高齢者に高いことが現れました。その反面、バスによる移動の希望は、周辺の各地区から通院や買い物の目的地となる中心市街地へ行く

ルートになり、それらの周辺地区は、国道などの幹線道路からそれぞれ奥へ伸びている地区が多く、巡回するようなルートでは対応しづらいことも判明いたしました。

地域の公共交通につきましては、比較的元気な高齢者に公共交通を望む方が多く、今後の利用意向も高くなっていること、また、それらの方のバス利用目的は、通院と買い物がほかに比べて高いことから、今後は、対象者や利用目的を特化することにより、利用者の利便性を確保した路線の運行を検討してまいりたいと考えております。具体的には、高齢者を主な対象として、周辺地域から中心地域へ向かう買い物と通院を目的とした乗合タクシーなどによる運行でございます。

最後に、紀北町地域公共交通会議であります。去る7月27日に第1回会議を開催させていただきました。会議の委員にはバスやタクシーの事業者、陸運局、警察署、道路管理者、住民の皆さんになっていただきました。第1回会議では、昨年度の調査の報告をさせていただくとともに、今後の検討方針を説明させていただき、ご意見をいただきました。以上でございます。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

今、るる町長から説明がありましたが、私のこのアンケートの見方も、全くよく似た感じで私も受け止めました。この町民アンケートにいたしましても高齢者、この高齢者の方たちが本当に必要として認め、大事な交通手段だということにとらえておる。また、使用目的についてはお医者さんに行ったり、買い物に行ったり、日常品を買いに行ったり、食料を買いに行ったりということでの目的を持っておられることも、よくわかります。

その中でも、1点少し町長の頭に入れておいていただきたいのは、通学バスですね、この今の路線バスの関係で、通学に使う路線バスが多々ありますけれど、今、私の耳に入っているのは海野小学校の子どもたちが、古里地区については良くなったんです。紀北中学校へ通学するにも、だけど海野小学校の子どもたちは、是非、これからもこの海野小学校の今の学生の数を見ますと、5人とか3人とか4人とかいう格好でありますから、古里の子を除けば本当に1人、2人、3人だと思っんですが、この町長の言われている乗合バス、乗合タクシーというものについては、とにかく走らせる時には、海野地区としてはバスに乗るにしてもですね、加田まで行っても自転車置き場もない、中学校まで走ったほうがええ、今までと同じなんですけど、そういう意味で諦めも半分あるかと思うんですが、しかし、父兄の方

は雨の日や風の強い日、そういうときには、是非、そのバスに走らせるようになったら乗せてほしい。今でも走らせて乗せてほしいんでしょうけれども、そういう意味ではちょっと同じ小学校でも、卒業者でも紀北中へ行くときには海野の子どもたちが乗れない状況が1つあります。

そういう意味で、今後この公共交通の中でですね、どういう状態で走らせるのかわかりませんが、海野地区としても非常に、もちろん過疎の町でもありますし、交通手段も本当に不便なところにあるということで、お年寄りも多いということを考えると、当然、ここについては路線バスの公共交通機関としての乗合タクシーになるか、巡回バスになるかわかりませんが、そこら辺をカバーできるように考えて、頭の隅に入れておいていただきたい。そうでないと海野地区についてはですね、特にお年寄りの方も多くの希望がございます。そういう意味で、私は前に紀伊長島町のときに調査した内容と、ほとんど変わらないというのが私の今回のアンケートの調査を見て感じました。

と言いますのも、料金についても60数パーセントの人が100円、200円有料でもいいですよと、1週間のうち2回、3回走らしてもいいですよと、それぐらいに決めていただいてもいいですよと、そのように旧町のとときの調査運行でも、答えといいますか、回答が出ています。奥山前町政の町長の計らいですね、毎日運行したほうがいいということで、それに越したことはありませんというので、毎日走らせて試験運行はしましたけど、そういう意味では、利用する人たちにとってはね、いろいろ毎日走らせてほしいけど、そうでなくてもいいですよという答えが63何パーセントでしたか、そういう格好で出ておりましたので、そういう考え方もひとつ頭に入れておいてほしいな、そこら辺の考え方だけちょっと聞いておきます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

海野地区のことでございますが、海野地区につきましてもですね、この巡回バスの検討の対象には入っておりますので、そういった形でどういう形になるかはですね、今、まだ検討中ということですが、毎日型ではないと思います。そういうことから、生徒たちの通学の問題とは少し切り離して考えなければいけないかなと思っておりますので、また、そういった生徒たちに対する配慮はですね、また違った場面で考えていきたいと、そのように思っております。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

それでは、今回のこのアンケートについてね、大きな目で見えた町長の考え方を聞いておきたいんです。と言いますのは、路線バスとの関係では、将来的には路線バスが非常に存続が危ぶまれるというような表現でですね、総括といいますか、されていますけれど、本当にこの路線バス乗車人員も少ないんですね。しかし、河合線であれば3往復、島勝線であれば7往復ですか、7回のあれが走っておられるということですが、ここら辺についてはどうしても路線バスは確保できるだけの、なくなったときにカバーできるだけの町の予算措置ができるかどうか、そこら非常に疑問なんです。町長の見通しとしてはどういうふうに考えておられるか。この路線バスはどうしても守っていかんだら、島勝線1つとっても7回走らせられるかという、町単独になればね。そこら辺の関係で町長の考え方を聞いておきたいと思います。河合線もそうですけどね。3回確保できれば巡回バスでもいいんですけど、1回とか2回になってしまうとかえって生活としては厳しくなっていくだろうという感じがします。町長の考え、そこら辺を聞いておきます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、おっしゃったとおりで、その辺も苦慮しているところの1つでございます。そういった意味では、三重交通もですね、三重交通じゃなかったな、名前変わりました。三交南紀交通株式会社にもですね、入っていただいて会議を進めております。そういった意味で、今、頭に思い描いているその巡回バスにいたしましても、例えば島勝線を例にとりますと、7回今通っていただいています。そういったことから考えますと、かえって路線バスを存続しないとですね、巡回バスだけではカバーできないという部分もございます。

そういった部分で、路線バスを考えるうえで停留所の問題ですね、そういったものも含めて再検討しながらですね、この公共交通会議の中で、その路線バスの活用と重複しない、路線バスのお客様は減らさないにはどうするかという部分をですね、今、検討しているところでございます。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

私、以前にもちょっと奥山町政のときにも言いましたけれど、紀宝町の巡回バスにしてもね、10年皆が良いバスになったなと言うのに、10年かかったという話も聞いておりますが、大紀町あたりもそうなんでしょうけれど、とにかく町単独で走らせる場合でも、これはもうすべてがカバーされて、一発でいいバスになったという評価は得られないと思います。そこには今言いましたバス停の問題もあろうし、どこまでこの終点起点の関係を持っていこうとか、時間の関係とか、そういうものもいろいろ加味されなければならない、訂正しなければならない部分も出てこようかと思えます。

一番最近では尾鷲のバスについても、バスの運転者から直に聞いた話では、やっぱり走ってないところの人は何でやという話になってくると、走っているところはもう本当にありがたいという格好で感謝されるんですが、そういう意味でいろいろ問題が出てきて、その都度その都度手直しをしながら、このバスの充実を図っていかなければならないだろうなと、私も思っておりますが、町長の考えを聞いておきます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりですね、基本的にはやっぱり交通弱者の方のことを考えていかなければいけないと思います。ですから、そういった到達すべきところはですね、全くそこを動かすわけではなしに、しかし、議員おっしゃるように、運行していく過程で変更しなければいけない部分、住民の皆さんの意見を聞きながら、どうやれば住民の皆さんの使い勝手のいい、満足していただけるかということに関しましてはですね、これはやっぱり動かしながら、変更すべきところは変更するというような、形をとっていかざるを得ないのではないかと思います。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

1つだけ、町長にきちんと聞いておきたいんですが、路線バスをそのまま走らせて、町独自のバスを走らせる乗合タクシーという話も出ましたが、そういうことでよろしいんですか。それもおそらく、この3日間の一般質問の中でも出ていたのは、できるだけ早く走らせてほしいというのが、切実な要求であります。この巡回バスの話が出てからすでに6年からにな

っているんですが、できるだけ早く走らせていただきたいというのが、各議員さんの耳に届いていると思うし、町長もそう受け止めているのではないかと私思うんですが、路線バスは路線バス、この走ってない、路線バスの恩恵を受けられない場所については、こういうものを通すということによろしいんですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように路線バスをですね、使える部分はやっぱり路線バスを活用していただくというような形になろうかと思えます。そしてまずですね、空白地域とかございますので、そういった部分を中心にどうやって運営していけばいいか、やはりこれもですね、運営してみて初めてわかる問題が、あとからあとから出てくると思うんです。だからそういう意味からしても、やはり先ほど申し上げましたように、もう最初に固定して動かさないということではなしにですね、路線バスや、先ほどちょっとスクールバスも動いている部分もございます。ですから、スクールバスを活用できないのかとかですね、いろいろな方面、形を今検討している最中でございます。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

地域公共交通会議のあり方として、これからそういう構成メンバーの中でね、議論していくほうがいいのか、やっぱり紀北町の中のことはやっぱり紀北町の各課長の知恵、議員なんかの声も聞きながらですね、この独自の乗合タクシーやったら乗合タクシーを考えていくという方向のほうが良いんじゃないですか、その交通会議に諮って、こういう細かいことも決めていくということなんですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やはりですね、全体計画につきましてはいろいろな方の民のですね、交通もでございます。タクシーとか福祉タクシーですね、そして有償運送、そういった部分もございますので、基本的な計画はですね、公共交通会議、そして行政のほうでやりまして、それから住民の皆さん、利用者の皆さんの意見を聞きながら、調整をしていくという形がいいのではないかと思います。

っております。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

それでは来年度からというような話もされているんですが、実際にあと6カ月ですので、この6カ月で本当に急ピッチで話し合いをしていかないと、なかなか来年度初めからということにはならないと思うんですが、そこら辺は大丈夫ですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変、微妙なところなのは事実でございます。ですから、12月にはですね、予算化しなければいけない部分もございますので、しかし、私の思いとしては4月から走らせたいという思いで、全力を尽くしてまいりたいと思います。ただ、今お話させていただいたように、大変難しい問題ですので、それと試験運行という形ですね、すべてのルートを確保するとなりますと、また予算の問題もございますので、まず試験運行という方でさせていただくことになろうかとも思います。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

これは、私、先ほど海野の例も出しましたけれど、これはもう全町的にね高齢化が進んでいる。公共交通路線バスの届かないところもある。そういう観点からすればね、不十分でも本当にできるだけ来年度当初にはもうどうしてもやっていくという、この出発点を決めてですね、この論議をしていただきたい。いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もそのとおりだと考えておりますので、努力させていただきます。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

本当に、町長も身近に感じていると思うんですが、巡回バスといいますか、交通会議の論議がですね、住民の人、特にお年寄りの人にとっては暮らしや命を守る、本当の命綱といってもいいぐらいの感覚でおるわけでございますから、是非、そのところは本当に早ければ、本当に早く論議を詰めていって、皆さんに周知徹底の時間も要るだろうし、そういう意味でお願いをしておきたいと思います。

2番目に入ります。鳥獣害防止についてお伺いをいたします。

本年度の国の鳥獣害対策費は、事業仕分けで自治体判断に任せると判定されて、予算が減額されています。鳥獣害被害の問題は農作物の金銭的な被害にとどまらず、獣害対策は農業、林業に対し重大問題として対策強化を図らなければなりません。紀北町では中山間部が多く、高齢者農家の断念、耕作放棄地の増加が起っています。3点を町長にお伺いいたします。

1つには、被害を防除する対策の強化をということで、電気柵設置費用は一定の補助はあるものの、100ha以上という一定の枠があり、大きな自己負担が伴います。小規模な農地は全額負担になり、耕作放棄に直結していってしまうのが実際の姿であります。獣害防止のため整備への補助を町長はどのような感覚で、行政としてこれらの獣害対策を考えておられるのか、その1点。

また2点目には、駆除対策の充実について、サルやイノシシやシカを駆除する猟友会に負担が大きいのしかかっております。機動的な防除に専念する体制、専任班の設置をするべきだと思うが、いかがですか。これは緊急雇用対策のこの事業の中でも、どこまで人的な張り付けができるか、どこまで援助できるかというのがありましたら、ご披露願います。

3番目に、鳥獣害に強い集落づくりへの援助について、ここが一番大事ではないかと私も思っております。地域の現場に即した相談や講演、指導をていねいに住民とともに取り組む体制が必要であると思います。現在の体制では対応しきれていないのではないかと思います。なぜなら私も講演会や書物を読みますけれど、本当に言っていることはかなり絞り込んで、そんなに難しく考えなくてもできるような獣害対策というものをやれば、お猿さんでも結構追っ払いができるような話も聞いております。

そういう点で、住民の皆さんには各地区ごとに講演会なんかもこまめに開いて考え方をきちっとすれば、そんなに予算も要るものではないという判断から、今日の質問をさせていただいております。町長の考え3点についてお伺いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

鳥獣害防止についてお答えをいたします。

被害を防除する対策の強化についてですが、前者議員にお答えいたしましたとおり、現在、当町におきましては簡易電柵やトタンや網などによる防護柵を設置した場合、農業者に対しての補助を行っております。水稻、柑橘を耕作した場合には2分の1の補助で最高10万円、野菜につきましては最高5万円まで補助いたしております。

面積要件につきましては、先ほど議員は100haとおっしゃったように聞こえたんですが、100㎡以上の農地が対象でございます。これは農業生産の支援を考えたつくられた補助制度でありますので、小規模な家庭菜園につきましては対象外になってしまう場合がございます。

面積要件の是非につきましては、今までに問題視されていなかったところでございますので、適切な面積であると理解しておりましたが、諸事情により、小規模な面積での耕作を余儀なくされる場合もございますので、防護柵などの助成を実施している他市町の近況を踏まえて、再度検討もしていきたいと考えております。

次に、駆除体制の充実についてでございますが、駆除に関しましては紀北町猟友会の方々が、一手に引き受けて下さり、町民のためにご尽力いただいております。感謝申し上げます。議員もおっしゃったように駆除のご苦勞は大変なものであるという判断により、本年度から、猟友会への獣害駆除報償費について、ニホンザル以外のイノシシ、ニホンジカも対象に含め、わずかではありますが、報償費を予算化しているところでございます。

猟友会にかたよることなく、地域での継続的な集団追い払いが、駆除をしていくうえで効果的であると、全国の成功例で示されています。その実施につきましては、三重県の獣害担当者のアドバイスを伺いながら、一緒になって実践してまいりたいと考えております。

さらに、獣害担当専任班につきましては、大きな市や町では、獣害担当室を構えて、規模を大きく対応しているところがございますが、当町におきまして、職員で専任班を組織することは、大変難しい状況のため、尾鷲市で実施しております緊急雇用創出事業を活用した獣害対策を参考にし、専門員の設置についても検討してまいります。

次に、鳥獣害に強い集落づくりへの援助について、より地域に密着した体制づくりをということですが、昨年、紀北町鳥獣害防止総合対策協議会を立ち上げ、古里、道瀬地区合同研修会のほか、尾鷲市鳥獣害防止対策協議会と共催で、獣が住みにくい環境について、紀北町で1回、尾鷲市で1回、開催しました。22年度につきましては、道瀬で集団追い払いの実践や、尾鷲市協議会と共催でサル被害対策講演会、古里、道瀬地区の樹園地周辺の緩衝帯設置

打ち合わせ会や説明会、矢口浦獣害対策研修会を実施いたしております。

研修会、講習会並びに実践的追い払いは、継続して実施していただくことがより効果的でありますので、今後、さらに県尾鷲農林水産商工環境事務所の獣害対策担当や、県普及センターの獣害担当普及員と連絡を密にしながら、地域の方々と一緒になって体制を構築いたしたいと考えております。以上です。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

1点目の問題ですが、これは電気柵等の問題はですね、大紀町あたりも本当に国道走っていてもかなりの距離、すごい距離がこうネット張られておりますね。そういう意味でそれらについてはやっぱり自己負担も相当なものが要するだろうと、そういうことでなくても、実際には事業は小さくても、事業規模は小さくても持続可能な対策を何とか持てないだろうかという思いで、この項目を立ち上げました。

そういう意味で、本当に100㎡とかそのあれはありますけど、町独自のものとしては考えられないのかなという思いでですね、町長どのように考えているのかなという、これは町独自では無理なんですよということになるんか。僕は3番目の事項が一番重点的に聞きたいんで、一言だけでも結構です。この問題についての考え方聞かせてください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことにつきましてはですね、家庭菜園でもやっていただければ、耕作地の放棄対策ともなりますので、そういったものを先ほど答えさせていただきましたように、他市町の状況も踏まえたうえで、検討していきたいと思っております。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

それでは2番目の項に入ります。猟友会の関係ではですね、今、紀北町には50名ほどの猟友会員がおられるそうです。ただ、銃が使えてもお猿さんを撃てる人という、撃つのは得意悪いという人もおられて、大体4、5名が今この単体の、いうたら減少に向けて頑張っておられるという話でございました。しかし、この今のお猿さんの状況を見ますと、皆小

さく、こんな小さな子どもを抱えてですね、走り回っている。そのことを思うて、この一説のこんな講演会を聞いても単体を減らしていくということは至難の業だと、それより以上に増えているのが現状だというような話もありまして、そういう意味では、私も今までも2回ほど鉄砲を持った人に、近辺の近所の人困っているのをお願いしました。

ところが、あの狩猟服を着て、黄色いジャケットを着て鉄砲を持っていくと、すぐ逃げたしまうんですね。それでちょっと遠くからですと、撃ってもなかなか当たらない。しかもガソリンをたいて来ていただくのに、本当に気の毒やな、もうこれから頼めんなと思ったり、気づかいをしながら、何とかこの獣害をなくしたいという思いで電話するわけですが、快く来てくれるんですけど、その点でもほんまに猟友会の人には気の毒だなどは私も思いながら、来ていただいているのが実態なんです。

そういう点で、どうか本当に有害の駆除の申請を出してないと、この鉄砲も使えませんが、いろんな悲しい出来事もありますね。猟友会の人、サル駆除に出かけて同僚を撃ってしまったという悲しい出来事もありますように、本当にいろいろリスクを背負いながらですね、猟友会の方ががんばっておられるんです。そういう点で、できたらね、1週間に1回でも2回でも町内見回りしていただくとか、そこにはちゃんと、きちっとお医者さんの措置もしながらですね、そういう対応ができないんだらうかな、緊急雇用ももちろん大事なんですけども、町長の考えを聞いておきます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これもいろいろとお話も聞かせていただいて、ご苦労しているのもよく存じております。そういった中で講演会でもですね、やはり地域での追い払いというのですか、継続的な追い払い、食物残渣ですね、商品にならないものを木にそのまま置いていかないとか、そういったことですね、野菜の商売にならないものをそのまま放置しておくとか、やっぱり餌になって餌付けのような状態になるとか、いろいろお話聞いていただいております。聞かせていただいております。そういうことも考えますと、やはりその農業をやっている方、地域の方々がですね、積極的にその追い払いということに取り組んでいただく、そして行政として、例えば檻とかですね、今、ガス銃とかですね、そういったものを買って設置したり、貸し出ししたりしております。そういうことをですね、やはり根気よく続けていくことがですね、1つの対策になるのかなと思います。以上です。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

実はね、私ごとで申し訳ないんですが、JRの運転手しているときにね、JRも本当にシカやイノシシに激突して列車を遅らせたりということでは、ものすごい多い年間通じると、本当に10頭、20頭ではないような事故があるんです。そのときに大変なお金をかけて、できるだけ、いうたらネットを張りましてですね、線路脇に。やりましたけど、その効果を見れば、費用対効果で見たらいかんのでしょうか、お金をかけながらですね、なかなか効果が上がらない。仕切りをしているとその仕切りに沿って、また入るところから入ってくるというような状況でね、そんな経験もありますけど、本当にお金を使わずに、何とかサルやイノシシやシカを撃退する方法はないんだろうかという点でですね、3点目に入っていきたいと思うんです。

この有害鳥獣に強い集落づくりのこの関係ですけど、ちょっとここに講演会の資料もありますんで、ちょっと読ませていただきます。なるほどなと僕も思ったんですけど、対策といって難しく考えなくてもいいけれど、餌付けを止めることだと、まず第一に。その条件はたった2つ、人馴れ学習、人に馴れてしまう。お猿さんが来ても、あっ他所の畑だからいいや、他所の村だからいいやということじゃなくて、そこの子どもから大人まで、お猿さんが出てきたときには、お猿さんだよと誰かに通報したら、それで皆が出れるような、この撃退できるような、追っ払うような体制をつくったらどうだと。しかし現実にはね、大変高齢者の人多いもんですから、なかなかそのネットワークはつくりにくいと思うんですが、しかし、おるもんだだけでも今、携帯の時代ですから、ちょっと連絡とって、そういう意識を持ってもらうということは、本当に大事なことだ。これをやればかなり撃退できるという話なんです。動物はサルもシカもイノシシも冷蔵庫を持っていませんと、人間には冷蔵庫がある。家になくてもコンビニがある。サル、シカ、イノシシは冷蔵庫もなければコンビニもない。人間は人間として人間らしく生きていっている中で、自分も生き物やということを忘れていてのではないかと。動物も人間も毎日飯を食わなかったら生きてはいけない。その飯を人間は外を回って探し出して食っても、冷蔵庫にもある。仮に探してなかっても冷蔵庫にある。家の中を探してなかってもコンビニに行けばある。サル、イノシシは今日食べる餌は今日探さなければならぬんだと、こういう観点からいくと、その今日食べる餌を、いうたら先ほど町長も言いましたように、家の屋敷の近くにビワの木があったり、ミカンの木があったり、柿

の木が残した木があったりすると、これにはサルが飛んできて餌付けのようなもんだと、これではなかなか追っ払いにはなりませんよと。

ですから、私の考えるところによりますと、そういう高齢者になってね、片上の近くでもあったんですけど、家の柿の木に柿が実が残っていると、高いのでようとらんと、そこにお猿さんが毎年来るんだというような話もありましたが、そういうところについては、町の職員もお手伝いをしてですね、何人か1人か、2人でいいと思うんですが、そういうところについては柿の木を伐るのも手伝って、お手伝いはできると、そういう中でね、町も一生懸命、鳥獣害にですね、対応していくんだということで、町民の皆さんがそうやってして認識を改めていかなければ、本当に皆でこうやってして出てきたら、皆どっかに通報すれば、皆で追っ払おうやなという話になってくるんだと私も思うんですが、私もその1人なんで、そこら辺でお手伝いをしながらですね、町民の人の住民の人の、その地区の住民の人の協力を得ていくと、そういう手立てをとっていかないと、この獣害というのは本当に、あそこの集落に行ったら、例えば三浦にへ行ったら、もうあそこへ行ったら無茶苦茶追われるんだと、しつこく追われるんだということにお猿さんの意識付けをしたならば、本当に隣村へは行くか知らんけど、隣村でも同じことだったら山奥へ逃げるだろうと、もうここら辺、近辺ではいけないという話にまで突き詰めていけば、やっていかないと、この獣害というのは、おそろくなくならないだろうなという感じがするんです。

そこで、町の出番としてはお金を使わなくても、ある程度住民の、集落の人のお手伝いをしながらですね、植物残渣というものをなくしていく方向で協力しながらですね、この考えていく、そこを一回やってみたらどうだと私も思うところなんですが、町長のお考えを聞いておきます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど少し答弁させていただいたんですけども、もちろん町も協力していきたいと思えますし、県にはですね、獣害担当普及員という方もいらっしゃると思います。そういった方たち、それとやはり中津畑議員もおっしゃったようにですね、地域のやっぱり意識、継続的な活動がですね、この追っ払いには一番だと思いますんで、そういった意味では町としてもご相談には十分対応させていただいて、こういった講演会もですね、開催していきたいと思えます。そういった意味で、ただ、常にですね、職員が出れる状態であるかということ

は大変厳しいので、その緊急雇用等も含めたうえで考えていきたいなと思っております。

北村博司議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

かく言う私もその1人だというのは、本当にそういうネットワークづくりと言いますか、本当に皆さん、議員の皆さんもこの有害鳥獣については、何とかせないかんと思っておるんで、議会も職員もありません、住民の人も。そういう意味では何とか追っ払う手立てを、そんな格好でもお互い協力し合おうじゃないかという方向を、この町としてね、全体のものになっていけば、相当やっぱりこの獣害の被害も少なくなるだろうと私は強く思うところなんです。それには、まず我が、自分が実践だと思っておりますけれど、なかなかね、それぞれの人の状況によって難しいところもありましようけど、町がやっぱり職員を1人、2人ぐらいはそういう人を置いて、まずどんな生り物があるか、放置されているか、空き屋があって、そこにいつも柿がなっているような状態で放置してないかというところも、もちろん調べる必要もあるし、教えてもらう必要、通報してもらう必要、その中でやっぱり動いていくという話でね、皆が協力していく体制をとらないと、この獣害おそらく永久的になくならないと思うんで、そこら辺で本当にお金の要らない手段でありますし、ここら辺はもうどうしても避けて通れない一点だなど、一点突破でいかな仕方がないんかなと思うぐらい、この獣害については精神的に随分お年寄りの方は落ち込んでしまいます。収穫前にとられてしまったということではね、これはもう言うまでもない、皆さんがよく聞いておられることだと思うんですが。

そういう意味で、この有害鳥獣に対するハード面での垣根をつくる、電柵つくるというのも大事ですけど、そこら辺がやっぱり基本的には住民の協力、皆の総意で追っ払っていく体制をとっていく、そういうことで町長、今後考えていかれるかどうか、そのことを含めて答弁いただきまして、私の一般質問終わりたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりで、本当に地域の方々とはですね、一緒になってそういう体制をつくっていくことが、やっぱり追っ払いに有効な策だと思いますので、いろいろな形で検討しながらですね、どういう形で町としてもかかわれるかということを考えて、施策を打っていき

いと思います。以上です。

15番 中津畑正量議員

ありがとうございました。

北村博司議長

以上で、中津畑正量君の質問を終わります。

次に、19番 奥村武生君の質問を許します。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

議員に与えられた機能の中で質問権があります。その質問権の中に一般質問があります。政策に取り組み、政策に生きる議員にとって、大きな意味を持つものと私は考えます。それは町長の所信を質すことにより、政治責任を明確にさせ、現行の政策の変更かつ是正させ、新規の政策を採用させる道を開く、なお解明されない点があれば、法第98条による検査、検閲権や監査請求権、法第109条、第110条による常任委員会や特別委員会の調査、あるいは法第100条による調査権の行使を提案して、議会全体の立場で解明にあたる道を開くという、議論を導き出すことができると私は、地方自治法を解釈する次第であります。

私は、住民の皆さんの民意を日常活動を基盤とした民意を町政に反映させるべく、一般質問を積極的に行ってきたところであります。議員生活4年目の最後の質問にあたり、総括的な質問をあげたところ、たくさんの質問になりましたけども、簡潔に申し上げて町長の所信を聞いたうえで、今後の活動の指針として位置づけたいと思っております。

1. 引本浦の過疎化対策について、地方の持っている素晴らしさを理論化し、これを礎として新発展の道筋をつけ、紀北町の発展の成長路線を確立すべきではないか。少子化対策と密接に結びつく地区の過疎化対策を示していただきたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

奥村議員のご質問にお答えをいたします。

引本浦の過疎化対策をということですが、紀北町を含め、三重県では特に南部地域の過疎化が進んでおり、引本地区に限らず、全町的な対策が必要であると考えております。地方の持っているすばらしさということですが、紀北町には世界遺産登録の5つの峠道をはじめ、

清流銚子川、紀伊の松島と呼ばれる美しい島々の景観、貴重な木々や魚、鳥など、都会には存在しないものを維持保全し、継承していることではないかと思っております。

しかしながら、そのような地域資源を基にした地場産業であります第1次産業の低迷が続いており、それが地域の持つ活力を低下させていると考えます。特に漁価の低下、漁獲高の低迷、材木の価格の低下、燃料費などの高騰等、地域を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。そのような中、農林水産業と2次産業、3次産業を融合連携させることにより、農山漁村の有する農林水産物をはじめとする資源を、食品産業をはじめとするさまざまな産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出する、農山漁村の6次産業化が推進されております。紀北町の活性化は、まさに6次産業に新たな成長路線があると考えているところでございます。

そして、新たな取り組みを具現化する人材育成は、また大きな課題であります。現在、ビジネス書や経済関連のホームページを見ますと、人材の育成が盛んに取り上げられております。新たな発展の成長路線を進めていきますには、次の世代を担う若者の育成が不可欠であります。

今年度、そのような目的で紀北町を生き生きと活発な町にするため、町おこしリーダー研修事業を行っております。公募により、意欲ある若者が6名集まり闊達な意見交換を行っております。このような若いエネルギーの異業種連携から新たな力がわきあがってくるものと期待をいたしております。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

今の町長の前半の部分については、町は取り組んでおることでもありますので、十分認識をしておるところでありますけども、そういう論議というふうには、新成長路線について一言、提言をするならばですね、はっきり言って、その自然環境に裏打ちされた地域資源の掘り起こしが全くされていないということに尽きるんですよ。これは東紀州対策局にはっきりと今まで申し上げてきました。本来はその対策局を中心にしてやるべきことなんですけども、そこと連携をしてですね、徹底的なその紀北町の地域資源が何があるかということ、徹底的に掘り起こして、緊急雇用政策の制度も使ってですね、各第1次産業の各工場や漁場を訪ねて、そして何か将来、地域の資源になるかということをやっているんですよ。県そのものもやっていないです。本当に紀北町を建て直すという、再構築をするというならば、過疎化

を防ぐとするならば、まずそれが一番だと私申し上げておきます。これは回答は要りません。

それから、もう1つについては引本浦の件なんですけども、私は以前からですね、海山町時代のそのアパートの建て方というのはですね、これ建てる場所というのはどうも間違っていたのではないかという気がするわけです。どうもそういう疑念を私はずっと持ち続け、かすかに持ち続けておりました。そして今回、質問するにあたって私思うのは、子どもにとって母親は心のふるさとなんです。母親の愛というのは心のふるさとなんです。それで長島区や海山区から他所へ行かれた方、この人たちにとって地元の小学校はまさに私は心のふるさとだと思うんです。

だから、その美しい心を持ったふるさととは遠くにありて思うものという、その心を持ち続けていただくためにも、私は小学校を中心としたですね、地元の小学校を中心としたまちづくりが行われていなかったのではないかと思うんです。学校の合併は、少なくなってきたから合併をしようと、合併にもっていくという考え方は間違いなんです、基本的には。町の発展を、心の発展ということを考えた場合に、私は間違いだと思いました。

したがって、心のふるさとをいきいきと持ち続けるにはですね、各小学校、引本に限らず各小学校に通う、かつて長島区が行ったような、その小学校へ通う子どもさんたちを持った家庭のためのアパートを建てたら、完全に引本なんかでも、優に登録数は、住民の登録は住民課で聞いたところ1,300人を優に上回っているというのですね。ところが過疎化が進んで激減をしておりますけども、そういう支えをしておればですね、また別の形が出てきたのではないかと思うわけです。そういう点では上里にしろ、船津にしろ、引本にしろですね、特に引本については1,000数百名の人口を抱えるわけですから、そこでわずか長浜の団地だけでは足りないんですよ。これは全町に言えることだと思うんですけども、そういう小学校を中心としたまちづくりをするために、小学校へ通う人のためのアパートの建設が私は必要だと思うんです。いかがでしょうかね。

北村博司議長

奥村議員、念のためですが、アパートと先ほど来から発言されていますが、公営住宅のことですね。ちょっと訂正してください。

19番 奥村武生議員

公営住宅でございます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公営住宅をですね、学校の延命と言葉悪いですけど、小学校へ通えるような人たちのために、この地域に建てろということなんですけど、これもですね、船津のですね、前桂団地がですね、そういう趣旨でさせていただきましたが、わずか6年、10年の間でですね、皆さん育ててしまっていて、そういう意味では、ほん短期間におけるですね、施策になってしまうのではないかと思います。小学校へ通わなくなったから出ていけというわけにもいきませんので、そういうこともありますので、その公営住宅につきましてはですね、それぞれの地域や場所の選定のこともございますので、そういったことを含めてですね、町として、もし建て替えるのであればそういったことも配慮しなければいけないとは思いますが、ただ、小学校の生徒を増やすためというような、公営住宅の考え方はいかがかなと思うところです。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

私は、その確かに過去の経験もいろいろありますけども、心のふるさとを再生するという、保存をしていくという観点を含めてですね、そういう公営のアパートを建てていく、建設をしていくということは大切ではないかと思うわけです。国でもそうなんです。一極集中の国づくりは間違いなんですよ。まして引本は1,000人以上を擁する町なんですよ。これは私は過疎化をさせては絶対いけないと思っているんです。これは町長の答弁は要りませんので、私の考えを述べて、この質問は終わります。

次にいきます。公選法についてです。選挙で選ばれた人間は町の将来を議決する議会の構成人として、品格ある行動をすべきというのが私の考えでございます。議決を有する町の重大事項に発言権を有し、住民の生存権を形づくる条件の発議を有し、一般質問では前段で言ったような力を持つ、襟を正さなければならない議員にとって、買収、供応、そういう下記のことはないとは思いますが、買収、供応、あるいは接待はあってはならないと思うわけですが、このあってはならないと私は思いますが、どうかということと。

買収、供用、接待についてはご存じないという、どういうものが買収、供応、接待なのかということをご存じない住民もいらっしゃるということですので、あえて私はこの説明を求めたいと思いますが、いかがでしょう。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

次に、買収、供応、接待とはどういう点で、どういうことなのかということですが、これにつきましては選挙管理委員会のことになりますので、議長がお許しいただければ、選挙管理委員会の書記長であります、総務課長に答弁させたいと思います。よろしいでしょうか。

北村博司議長

総務課長。

中場幹総務課長

それでは、奥村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

買収、供応接待とはどういう点で違反なのかでございますけども、選挙運動に伴う買収とはですね、立候補者などが選挙人、または選挙運動者に対して金品、物品その他を配布して投票を依頼したり、票の取りまとめを依頼する行為でございます。

また、供応接待とは飲食物を与えたり、芝居や遊覧旅行に案内したり、あるいは、相手方に慰安、または快樂を与えて歓待する行為でございます。それらの行為に対しましては、公職選挙法によりまして、きわめて広範かつ嚴重な処罰規定を設けており、処罰の対象となります。

なお、買収罪は刑法における賄賂罪に相当するものでございまして、選挙人、選挙運動員、公職の候補者、当選人が不法不正の利益の授受によって選挙の結果を左右することは、最も選挙の公正を害する行為であることから、嚴重な処罰を科すことというふうになってございます。以上でございます。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

ありがとうございました。いわゆる私の言いたいことは、町の将来を決めるのは議会でもなく、行政でもなく、住民各位の美しい心であるということを私は言いたかったわけです。

それからもう1つあります。前回、私は初めて町議に立候補させていただき、大変遺憾な事実が起こったと考えております。通称というのを申し入れたわけですが、当町の役場の若い職員は頑として受け付けず、その代わり私が申し入れた井筒屋ということが投票されれば、そのことが個人以外にないということがわかれば、特定するということでありましたけども、ここ1、2年前に少し聞いたところでは、多くの井筒屋票があったが除外されたと

いう情報が飛び込んできたわけです。

それで、再度その投票を求めようと思ったわけですが、法的にはもう3カ月過ぎるともうできないということでございましたので、断念をいたしましたけれども、このような行為を行った担当者を調べてですね、厳重な対処をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

北村博司議長

奥村議員、選挙の効力を疑うようなご発言ですが、どうでしょうね、これ。

19番 奥村武生議員

断定はできんのですけれども、そういう話があったということなんです。

訂正します。

北村博司議長

奥村議員、訂正というのは先ほどの発言を撤回するということですか。

19番 奥村武生議員

もう一回言い直します。通称というものをですね、通称を今後、通称についてのその定義というものをですね、役場としては今後どのような形でやっていくのかということについて、お聞きしたいと思います。

北村博司議長

選挙管理委員会の書記長の判断を聞かれるということですね。さきほどのような疑義があって云々というのは、これ県の選挙管理委員会の判断になってまいりますので、通称の判断を選挙管理委員会の書記長はどう考えるかというお尋ねと、理解してよろしいですか。

北村博司議長

総務課長。

中場幹総務課長

お答えをさせていただきます。今、議員おっしゃった通称でございますが、通称認定申請のことだというふうに把握をいたしました。通称につきましては選挙長がですね、最終的には判断いたしますが、戸籍名、いわゆる個人さんの戸籍名と同等程度、広く世間一般に通用しているものと認めた場合は、戸籍名に代えて通称名を使うことが可能となります。

ですから、一般的に私は何々と呼ばれていますというのではなくて、誰もが本名に、戸籍名に代わって、そういう名前ですということが認定されなければ、通称とは認められません。これは選挙長のほうでされます。通称名が認定されると、例えば投票用紙に書くお名前と

か、氏名掲示とか、それがすべて通称名になります。ただ、現在、私どもいろいろ調べた中では、一般的には芸能人の方以外、そういうことで使われたというのは、ほかに1件ほどでございます。これにつきましても選挙の中で同じような、ほとんど同姓同名に近いお名前がありまして、通称名を使われたということでございます。

そういうことで、通称名につきましては、そういう資料がないと通称として認められないのが、法律で決まっております。以上でございます。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

ということは、通称名では登録はできないけども、例えば開票のときにですね、明らかに何々さんだというふうに分かるということがあった場合は、どうなるんですか。

北村博司議長

総務課長。

中場幹総務課長

通称名に代わって、先ほどのご質問は、多分、屋号等のことではないかというふうに思います。と言いますのは、一応前回もとらさせていただいたと聞いておりますが、参考文書として屋号等の届け出というのを必要な方には出していただいております。この屋号等の届け出でございますが、屋号等のですね、使用はですね、これは届けたとってそれがそのまま使用認定するものではございません。と言いますのは、この開票所におきましてですね、いろいろな過去の判例等がたくさん載っておるんですけども、それと照らし合わせて提出いただいた書類の中にある屋号等の届け出とあわせてですね、疑問票の判定をするときのですね、資料として使わせていただくということですので、これに載って出していただいたら間違いなく、それが自分のものになるとかそういうことではございません。過去の判例すべてを見て、選挙長等で最終的には決定をさせていただくということでございます。以上でございます。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

過去の判例等というの、その開票のときにですね、例えば屋号等が受け付けてなくてもですね、そのままその人というふうに特定ができれば、その人の投票とみなすという考えでよ

ろしいんですか。

北村博司議長

総務課長。

中場幹総務課長

投票につきましてはですね、本来、個人名、町議会議員選挙の場合にはですね、立候補者のお名前を戸籍のまま書いていただくと、または通称で出していただくと、先ほど通称例ちょっとお話するの忘れたんですけども、例えば漢字の難しい方がカタカナに直すとか、そういうのはOKなんですけども、それ以外がなかなか難しいということで、ご理解いただきたいと思います。本来はお一人の名前をはっきり書いていただくというのが趣旨なんですけども、そこに書いたのが例えば屋号とかなんかで、ほかの判断した中で、もうこの人しか間違いなく、ほかにはそういう人がいないとかいうのでしたら、そういうふうになる可能性はありますけども、この場ではですね、この場合はなるとか、ならんとかいうのは発言はしにくくございます。それも踏まえまして、これまでの判例もすべてあわせて、開票所の中で判断をさせていただくというのが原則でございます。以上でございます。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

私はですね、投票、住民の皆さんの持っている投票権というのはね、非常に貴重なものであり、非常に重大なものであるというふうに判断をしているものですから、あえて自分のことですけれども申し上げた次第です。

それで先回、先ほどの発言は取り消しましたけれども、あのときに言ったのはですね、受け付けられないけども、特定ができるものであれば配慮させていただくという判断が示されたんです。ところがどうもそれがどっかへ飛んじゃったらしいという疑念を持っていたものですから、ああいう発言になったわけです。

北村博司議長

奥村議員、選挙管理委員会は独立した機関ですので、総務課長は書記長とはいえ、事務局にしか過ぎませんので、選挙管理委員会の意見、総意というのはやっぱり委員会に諮って、選挙長が判断されることだと思いますので、この一般質問ではそれぐらいで、いかがでしょう。多分、総務課長もなかなか答えられないと思います。

奥村君。

19番 奥村武生議員

一言だけ言っておきます。このように井筒屋という、今年の年賀状でも井筒屋奥村武生という年賀状が来ております。引本の皆さんは私のことを年上の大きい人は井筒屋くんと、皆さんそう呼んでいます。

それから次の質問にいきます。沿岸漁業の生活権をどう守っていくのか。小商売といわれる漁業者の仕事の中身、悩みを聞いて県水産とも生活権の確立に努めるべきではないかと考えます。その他、海山区の漁業発展の道筋を明確にすべきと考えますが、どうでしょうか。どうお考えでしょうか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

沿岸漁業者の生活権をどう守っていくのかということでございます。漁業者の仕事の中身、悩みを聞いて県水産とともに生活権の確立に努めるべきではないかのご質問であります。近年、海洋環境の変化などによる漁獲量、魚価の低迷、漁業者の減少、高齢化、後継者不足など当町の基幹産業の1つである水産業を取りまく状況は、大変厳しいものであると考えております。特に一本釣や、はえ縄漁業などを営んでいる漁業者におかれましては、漁獲量、魚価の低迷、高齢化などの問題が直接生活に影響を及ぼしていることと考えております。

当町といたしましても、従来より水産業に資することを目的に、各漁港の整備、漁場の整備、種苗放流、イセエビの増殖場の造成、藻場礁の設置等実施しており、あわせて、県営事業としまして浮魚礁、大型魚礁、アオリイカの産卵礁などの設置を行っており、水産業を支えるためのさまざま基盤整備を行ってきております。さらには、漁業近代化資金への利子補給、漁業共済赤潮特約への補助など、漁業経営に対する支援も行っております。

今後も漁業者との対話を行うことにより、漁業の現状、要望等を聞かせていただき、県水産担当部局とも連携を密にして、漁業者に対する有効な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、海山区の漁業発展の道筋を確立すべきと考えているが、どうかというご質問でございましたが、先ほども申し上げましたとおり、県水産担当部局と連携を取りながら、紀北町第1次総合計画に基づく施策の方向に沿った水産業の振興に努めることにより、海山区の漁業発展だけではなく、紀伊長島区も含めた紀北町全体の漁業発展に努めてまいりたいと考えております。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

基本的にはそれで一定限のその要件を満たした回答として評価をいたすところでありまして、けども、あと細かいところですね、ご存じのように熊野灘はですね、日本有数の漁場であり、七里御浜とともにですね、この銚子川の河口の向こうに広がる砂浜の大デルタ地帯があるんですよ、河口の向こうに。そこが非常に東紀州、日本で誇れる漁場であることは紛れもない事実なんです。そこでそのはえ縄とか、一本釣りが盛んに行われて生活権を守っている状態です。そこでどのような魚をとって、生活権の支えになっておる魚をとっているか、町長ご存じでしょうか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はえ縄とですね、アマダイ等をとったり、いろいろな時期時期によって魚種が違っていると思っております。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

そのほかにはないでしょうか。アマダイ、時間がないので申しますけども、アマダイの中でもさらに上の高級魚があるんですよ。あるいはアマダイのほかにも生活権を支えるものが1種類の魚類があります。それをご存じないでしょうか。水産商工課長でも結構です。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のですね、知り合いもはえ縄漁業とかですね、一本釣りやっている方が何人かみえます。そのときアマダイとかですね、そういったシイラとかですね、いろいろ季節によってそれぞれ違っておりますので、やっぱり魚というのは時期時期によってとれるものも違っていると認識いたしております。

また、カマスなんかも釣って干物をしてみえる方もみえますし、いろいろその時期にもよるが、単価的にですね、どれが一番高いのかというのは、私ちょっと認識いたしておりませ

ん。申し訳ございません。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

アマダイの上の最高魚はシラカワです。それからこれは尾鷲の松本の前で、私も随分父親と釣った経緯があります。それからハモですね。ここの特産ハモなんですよ。ハモのすごくとれるところなんです。で、この漁場を多くの引本の小漁師と言われる皆さんが、これをすごく大事にしてですね、これが生活権を支える基盤になっているということを、是非認識していただきたいと思います。

そのような漁業者が、16年の秋の災害以降のような、大変な苦境に陥ったわけです。その点について知っていることをご披露いただきたいと思います。私は前の議会でも申し上げました。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

災害が引き金かどうかはわかりませんが、漁業者1人で釣りにね、ケンケンやってみえる方とかですね。そういった方も大変厳しい経営環境であるというのは伺っておりますが、何に根本的な原因があるのかということは、ちょっと認識いたしておりません。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

時間がないので申し上げます。前にも申し上げましたけども、是非、町長におかれましてはですね、議員をされていたわけですから、聞いて頭に入れておいていただきたいと残念であります。平成16年の秋の台風でですね、洪水でですね、それで流木が流れて、その大デルタ地帯に突き刺さったですよ、海底に。そのためにどれだけの漁業者が苦勞したかということは事実なんです。またそれをとるにもすごいエネルギーを費やしました。しかしながら、もっと深いところでも相当刺さっているということは事実なんです。

それからそのときに撒いた消毒剤がですね、約4週間後の大雨によって海に流れ、大きな魚は海に逃げ、小さな魚は死に絶えた。そのため、いまだに回復しない状況にあるわけです。漁業資源は完全にはまだ回復しておりません。だから散々なその小漁師と言われる皆さんは、

ものすごく今なお苦労されてるわけなんです。

それで、この先ほど申しあげましたハモですね。ハモ縄についてこれは時期が4月から9月なんですよ。ところが河口の掘削があるもんですから、掘削を4月とか5月にやったもんですから、もうハモの漁が目茶苦茶になったわけですよ。だから私は県と話をしてくださいと言ったのはですね、掘削は3月に必ずやっていただきたいと、そのあと詰まってきて4月から9月のときに詰まってくるのであれば、それはそういう漁業組合の中にそういうハモ縄の組合をつくっているわけですから、県も含めてですね、県とそこと、掘削をとるのは県ですから、それを相談をしてやっていただかないと、これ漁業者の小漁師の生活が成り立たないという現状がきております。その辺を認識していただきたいくてですね、今申しあげたわけです。必ず県とこれは相談していただきたいのです。県にその旨を報告してですね、これは小漁師の組合と、県と打ち合わせをしていただきたいわけですよ。その辺については、どうですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

河口掘削につきましてはですね、本当に住民の生命と財産がかかっておりますので、これもですね、3月にだけとってですね、あとですね、堆積してくる状況もございますので、台風シーズンの前にですね、河口閉塞が起きたらやっぱり県にはですね、どんどんお話ししたいと思います。そういう中でですね、ハモ漁のこともお伝えしたいと思います。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

そういうふうにして逃げるんなら、過去のことを遡って言わなくちゃならないんだけど、じゃ町長あなたはその河口閉塞があったときに、議員の職権をかけて県とお話したことがありますか、単独で尾鷲総合庁舎なり県庁へ行って、詰まっているから何とかしてくれと、あなた議員としておっしゃったことありますか、それ聞かせてください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、県へはですね行ってはおりませんが、町会議員としてですね、行ったときは町会議員

として町のほうに申し入れて、それから町から県のほうに申し入れていただくのが、正当な道筋だと思っております。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

この話をしだすと長くなりますので、きわめて率直に言えばですね、あのときに皆さんが言ったのは、私が聞き取りでは何人かの方が住民課へ来ているんですよ。それから閉塞しているからとれと何回も言っているんですよ。建設課長も産業振興課長も県へ何回も言っておるんですよ。にもかかわらず、県はとろうとしなかったわけですよ。それで議員の皆さんも聞いたところによると、3階の控室からあつ詰まってきたな、とらなあかんという話もしたというふうに私は聞いております。それを打開することをしなかったのじゃないですか、当時の町長は、あるいはあなたたちは。それで終わりますけども、この質問については。

それから、引本浦の環境悪化について、かつて山本建設課長等来ていただいた経緯がありますけども、今のその漁業組合があるところの埋立地をして、その漁業者について、特定の人についてしか売らないという約束事があったんですけど、その辺については、やっぱりわからなかったですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

引本の埋め立てのお話をされたと思います。引本港につきましては、議員もご承知のように三重県が管理する地方の港湾でございます。港湾区域内における、公共の空地の利用や、土砂採取、構築物の建設の行為につきましては、港湾法の規定に基づき、三重県の管理に属する港湾区域及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則が定められていると聞いております。また、これにつきましてはですね、県のほうには問い合わせをいたしましたが、売却時の条件面については確認ができなかったと担当より聞いております。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

ここはですね、私の情報、当時の情報、山本建設課長、当時の環境課長のときに来ていただいたときにも、山本さんにも随分お話をいたしました。それでここはいわゆる漁業者、漁

業に従事に営む人を優先して売ったはずなんですよ。そのことについても県で確認をしております。ただし、何か数年間過ぎると解除がされるということも聞きました。いわゆる人家を建ててもええということなんだと思いますけども、にもかかわらずですね、その環境課はもう県へ話をすると、町のほうへ環境課に連絡がきて、何回かきておりますけども、1つには、今日も隣の製氷会社がですね、ドラム缶で火を焚いておりますでですね、何にも暖をとる必要がないと思うんですよ。ごみを焼いているわけですよ、極端なことを言えば。そのことについて、その灰がですね、海へ落ちてですね、それで漁業者の皆さんのカンコに入っているアジを生かしているんですよ。魚を、カンコの中に。そのカンコの中にドラム缶から出た灰が中へ入ってですね、それで生育を阻害しているんですよ。だからそういうことがあるから、県の平見環境課長にも言いまして、その場で注意してもらいましたけども、相変わらず聞こうとしません、これは。

それから今日も灰を水で洗ってましたけども、地面を。あとでとるんでしょうけども、水で流せばですね、当然、これは海へ落ちる。一定限、少しぐらいは海へ落ちるんです。そういうことは困るし、それでその臭いでですね、そのドラム缶で焼いた臭いで、私のかつて隣にいた人が救急車を呼んだ経緯もあるんですよ。このことについても全然改めようともしないわけなんですよ、県に言っても。

それからですね、パレットと、そのフォークリフトで岸壁を、私の目から見ればほかの人も言ってますけども、岸壁をもうひび割れが、すごいひび割れをさせているんですよ。そのパレットを置く音が山の根の人のとこまでも朝早く聞こえるというぐらい音がするんですよ。それは私が断定していますが、そういうことだと。その結果ですね、また、その岸壁にトレーラーの上の冷凍車を置いてですね、営業をして、仕事をしておりますけども、津波なんかで台風がきたらその岸壁から、まずひび割れた岩壁からいくだろうと想定できるわけです。

それから、あと冷凍車もですね、波で浮き上がって人家が目茶滅茶になる可能性があります。そういうことも含めてですね、県のほうへ町としても嚴重な漁業者が大変困っているのですね、そのドラム缶の灰によって魚の餌が死ぬわけですから、これはもう嚴重にその点については県のほうへ申し入れていただきたいと思います。これは回答は要りません。時間がありませんので、町長とは意見が違うので論争をし出すと切りがない。

それから、次にですね、相賀地区、本地地区で川の氾濫が心配がないかという部分について、町の見解を聞きたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

川の氾濫につきましてはですね、関係機関のご尽力によりましてですね、船津川激甚災害対策特別緊急事業が進められております。そういうことからですね、堤防の嵩上げ、河床の掘り下げなど実施いたしまして、流下能力の向上を図っていることにより、県の考え方からも台風21号相当の洪水からの越水や浸水被害の解消を図られているものと認識をいたしております。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

相賀の銚子橋の下の下流の部分ですね、その堤防の安全性については町長はどのよう
にお考えですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは前回でもですね、ご答弁させていただいたと思いますが、県のほうも調べてですね、
今現状ではどうかという状態ではないと伺っております。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

それは県のほうは完全に間違っていると思います。当時、その昭和16年か17年ごろ、その
災害があったときに、相賀の皆さんの危惧しているのはね、壊れた家の壁とかそういうもの
埋めた経緯があると、だから非常に軟弱だと、だから作り替えよとは言わんけども、ボー
リング調査をしてですね、中に何か埋まっているか、安全なのかを検査してくださいとい
うことなんです。相賀の皆さんが強く望んでいるのは。何人かの議員に言ったけど相手にされ
なかったかどうか知りませんが、最後は私のところへ来たんだというような意味のことを
おっしゃってましたけども、ボーリング調査は私必要だと思いますけど、どうですか、町長。

それからもう1つは、こういう状態になったときに、今の銚子川の水位が上がったときに、
住宅のほうのことで住宅の境目のところで、どういうことが起こっているかご存じですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ボーリング調査がですね、必要かどうかということはですね、今後も県のほうにですね、やっぱり町民の安全・安心ですから、やっぱり常にパトロールやそういった調査をしながらですね、安全を図っていただくとともに申し入れはしてまいります。

それと、どういう状況ということは、例えば水が噴き上げたりと、そういうことをおっしゃるのでしょいか、ちょっとよく理解できません。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

説明いたします。水位が上がってきたときに、この路面のところからですね、水が噴き上げてくるわけです。だからかつての有名な県議さんがですね、ここへ矢板を打って、7 mから8 mの鉄の矢板を打ち込んで防護しようと考えたわけです。しかし、何らかの理由は私は知っておりますけども、申し上げませんけども、それは中断されました。しかし、今やらないかんことは水が噴き出す以上ですね、これは昨日、先回、県へも行って話を聞きましたけども、浅いわけです。だからここで止めないかんわけです。鉄の矢板を打ち込んで。ボーリング調査をするともにですね、鉄の矢板を打ち込む作業を、施工をですね、するよう県に求めてほしいんです。いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今おっしゃっていますが、それはですね、どういう工法がいいのか、どうやってですね、やればいいのかということを、県がですね、プロがですね、やっているわけですから、私どもは町民の安全・安心を守るために堤防補強していただきたいとは言えますが、その矢板を打つのがいいのかですね、どういった方法がいいのかというのは、矢板を打つことによってですね、堤防にひびが逆に入るかもわかりませんし、そういったものはやっぱり専門家にお願いするしかない。

ただ、私どもは安全・安心のために議員もおっしゃるようですね、銚子川が堤防の決壊がないように、越水がないようにお願いしていくということでございます。その点につきましては、県のほうへ要望させていただきます。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

矢板を打ち込んでやっているところも多々日本の中にはあります。調査はしております。それから県のやることについて 100%、パーフェクトではございません。私は日本の土木研究所とも随時こういう問題について打ち合わせをして、研鑽を積んでおります。だから強くもう県のほうへ要望をしていただきたいと思います。それと町としてももっと勉強してもらわな私は困ると思いますよ。住民の生活しているのは町が一番よく知っているわけですから。

それから、そこの汐見の橋から県道へかかるところで、通学路に私は大変問題があるというふうに考えているんですけど、町長はあの辺に立って、交通整理の皆さんが月に何回かやっておりますけども、立ったことございますか。将来を担う子どもを大切にするため、通学路に問題はないか、海山区の小中学校の通学路に問題はないか、歩行優先の考えを広報等で徹底させるべきではないかというのが、私の意見であり、さらに時間がございませんので、踏み込んで汐見の橋からその辺の通学路に、あなたが立ったことはございますか。立っておれば、その危険性を認識しておるというふうに私は考えるわけです。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、立ったことはございませんが、あの状況はですね、今までいろいろな信号というのですか、そういう注意をうながすとか、そういうのがありますので、いろいろと危険性のある通学路だとは思っておりますが、学校のほうでですね、通学指導をしていただく中で、そういったソフト面について登下校の安全指導ということは、学校単位でやっていただいていると思っております。

北村博司議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

学校の先生に任すということはですね、これは実に無責任な考えだというふうに私は思います。活用するのはいくらでもあるでしょう。緊急雇用政策を使って登下校にやっているところもあるんですよ。全国でどういう緊急雇用政策の金を使ってやっているかということも、

お調べになったらどうですか。私はその緊急雇用政策を使って、使えるうちはですね、危険なところもそういうふうで、例えば、1時間1,000円とか、1,500円とか使ってやれば、十分なその指導性を発揮することができると思いますし、今年の4月から引本小学校の前にずっと立ってまして、9月いっぱいまで止めようと思いましたがですね、今度はまた校門閉鎖で通学路の変更という問題が出てきまして、苦慮しているところでもありますけども、この問題についてもですね、これは緊急雇用政策を使ってですね、引本小学校の校門に立っていただいたらどうですか。先生ではやっぱり1週間ということでしたから、そしてまた非常に危険な状態にあるんです。

それで、その汐見の橋のところについてもですね、事故が起こらないほうが不思議だというのが、相賀地区や汐見の皆さんの一致した意見なんです。これに対し、町は学校に任すんじゃないしに、具体的な子どもの安全を守る施策を講じるべきだと思うんです、私は。その点では町長に非常に私は不満なんですよ。町長の答弁に対して。もうちょっと抜本的に対策を講じていただきたいと、いろいろな角度から検討してですね。

北村博司議長

奥村議員、まもなく終わりますのでとりまとめてください。

19番 奥村武生議員

はい、抜本的に対策を講じていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

スクールガードの方とかですね、いろいろ。今朝もですね、家の角のところと相賀小学校のところで立っていました。そういったところですね、皆さん努力していただいております。緊急雇用でとかいうお話ありましたが、奥村議員、引本とかですね、相賀小学校のことばかりをおっしゃっているようですが、小学校だけでも11校ございますね。そういったところで11校で各小学校で何箇所もあります、危険な場所はね。そういったものはその危険を察知するというのですか、そういったものをいろいろ学校の指導によって、そういったものを改善していくことが教育の1つだと思いますし、とてもですね、役場がですね、行政がですね、その辻、辻に職員を雇ってですね、とても置けるような状態ではないと思います。それは相小1つで、ここが危ないから2人置きなさいというのなら話は別ですけど、じゃ俺のところの小学校はどうなるのよという話も出てまいります。ですから、これはですね、その子

どもの安全をおろそかにするのではないんです。地域の人や学校、PTA、スクールガードでもですね、ボランティアの方がやっただいております。そういったことを複合的にですね、地域で子どもたちを守る。そういう形のほうに機を熟成させることが、大事だと思います。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

それも1つの選択肢ではありますけども、私は緊急雇用政策でできないことはないと思っています。

それから、前にも申し上げましたので割愛しますけども、これは押しボタン式で、汐見のところはですね、これ押しボタン式の信号機を付けるべきだというふうに思います。今のが私の意見でございます。

それから、最後の銚子川流域の環境保全について、銚子川の持っている力を削ぐことに匿名で訴えがきているやに聞いていますが、どういう訴えがきて、どういう対策をされたのか、お聞きします。ご報告をお願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民から町に寄せられた苦情といたしましては、平成22年度は騒音に関する苦情が1件ございました。対応といたしましては、環境管理課職員が現地に出向いて状況の確認を行うとともに、三重県尾鷲水産商工環境事務所、環境室に連絡をいたしました。三重県では発生源を特定し、業者に指導をしていただいております。今後も県と連携して環境保全に努めてまいりたいと思います。

北村博司議長

奥村君。

19番 奥村武生議員

まだ時間、何分ありますか。

北村博司議長

1分です。

19番 奥村武生議員

銚子川流域が非常に大切なところなんです。しかしながら、銚子川を頼りにして他所から引っ越してきた人も、この騒音と振動によって、あるいは鮎が上らないということで、もう銚子川流域から私は名古屋へ帰りますという人もおるんですよ。だから町の施策と、だから私は言ったんですよ。そういう銚子川流域に工場の誘致困るといふふうには、何度も今まで言ってまいりました。

で、大雨になれば、やっぱり川が濁るという苦情も寄せられておりますし、それから5時に終わる予定がどうも、騒音の関係6時まで延びたのではないかというような話も漏れ伝わってきますし、それでその騒音とか振動によって鮎が上らないという事実が指摘されておるわけですけども、これは一遍、産業振興課のほうで実態を調査して、あれによって鮎が上らないのかどうか、調査をしていただきたいという考えを、意見を表明して、私の質問を終わります。以上です。

北村博司議長

以上で、奥村武生君の質問を終わります。

北村博司議長

ここで、2時55分まで休憩いたします。

(午後 2時 41分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 2時 55分)

北村博司議長

次に、9番 平野倅規君の発言を許します。

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

ただいま議長の許可を得ましたので、町内河川の土砂撤去状況についての一般質問を行います。

平成16年度災害による各河川の土砂撤去状況と、それに伴う用水路の水利権について質問いたします。三戸川と赤羽川について、分けて質問させていただきます。まず、三戸川上流、二又木地内に設置の二又木用水路、主に3月から8月まで稲作に使用しておりますが、16年度災害による三戸川上流に堆積の土砂が大雨が降る度に、用水路取水口に土砂が堆積し、開閉不能となり、またその撤去した土も後始末に大変困っている状態であるので、何らかの処置法を考えていただき、それに伴う用水路の水利権について、お伺いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

平野議員のご質問にお答えいたします。

二又木用水路の水利権につきましては、主に旧河川法前から主としてかんがい用として社会的に容認され、慣行的に流水を占有してきた慣行水利権と河川法第23条の規定により、河川管理者により許可された許可水利権がありますが、二又木を含む多くは、慣行水利権による取水を行っているところでございます。

三重県尾鷲建設事務所に確認いたしましたところよりますと、利水するために、頭首工の取水口付近の土砂を河川内撤去することは、かんがい用水確保のためにも、必要性がありますので、事前連絡のもと作業をすることは可能であります。今年度におきましても水利組合の要望のもと、町の修繕費により土砂の撤去を実施してまいりました。

一方、三重県尾鷲建設事務所におきましては、災害後、広域的な治水を主眼に改修を進めていただき、完成も近いのではないかとと思いますが、議員が言われますように、安定的な利水を確保する観点からも、抜本的な河川内改修が必要であると思っておりますので、引き続き三重県に要望してまいりたいと思っております。

北村博司議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

これは町長もご存じのように、この二又木用水路の設置は県で6年も7年もかけて設置い

たしております。それでまた、その河川の管理は2級河川ですので県が管理すると、そういうふうになっておるのが現状で、そもそも上流においての土砂の堆積が、いわゆる今まで川の魚が、そこでたくさん集まって生育しておったやつは、その土砂によって深いところが埋められてしまって、それでも深いところがなくなってしまった。今後、大雨が降るたびに今までは深い淵で土砂は、堆積した土砂はそこで埋まってしまって処置できたように思うわけですが、現実的にはこれからが一番大事だと思うんですね。もう土の行き場がないと、雨が降るたびに水と一緒に土が下流に流れてくる。

そうすると、今私が言っているように二又木用水路の開閉は、もうちょっとの雨でも開閉ができなくなると、それは普段のときならよろしいけど、主に3月から8月までは百姓をやっておる人は一番水ほしいときなんです。それによって米の生育は変わってきます。それを町としては、県に要望しておるばかりではなく、その要望をしておる事項が、今まで何年かやってきておると思いますけども、そのやった進捗状況ですか、県の対応はいかなる対応をもってこちらへ回答しておるか、そのことをまずお尋ねしたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当からお答えさせていただきます。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

取水口ですね、堆積土砂による、度々埋まってしまうということで、県にどのような要望をしているかということでございますけれども、私、建設課の立場といたしましてですね、要するに先ほど議員の質問の中で言われましたように、度々取水口が埋まった場合は、町のほうで産業振興課のほうで費用をもって対応させていただいておると思います。

それと二又木の周辺、私も多少現地はいつでも見ておりますけれども、ほとんどその取水口以外にはですね、護岸というか施設はございません。確かに頭首工のですね下流側、以前町の事業で災害復旧等の事業をやった経緯がございますけども、河川施設としてですね、県にこのような護岸施設をというような要望は、町からはいたしておりません。以上です。

北村博司議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

ちょっと私のこの質問の内容は、課長と食い違っておる面があるように感じます。この私が言っているのはね、この土砂は詰まった。その土砂を下流へむいて撤去すると、その撤去をした土砂が何年間堆積して、今度その土砂の撤去する場所もなくなって、今度は上流側の堆積の高さと下流側の土砂の撤去した土砂の高さが同じようになってしまうのが、もう目に見えているわけですね。それをせんことにはせっかく土砂が埋まらないために、擁壁工を何10mやってもらったものが、用を足さないようになってくる。大雨降るたびに100m以上の用水路の土砂を撤去せなならんと。

先ほど私が言ったことは、これを用水路は全部県でやっていただきました。これ取水口も県がやっておる。その端の堰堤でも県がやっておると、すべてが県がやったので、町としても、やはり管理全部が県にしていかならんと、このお金の面も。今後そういうふうに考えていくべきやないかなと、私の提案なんですけども、町側に対しての。やっぱりそうすべきやないかと思うんです。その点について町長いかがなものですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、私、不勉強ながら二又木の辺がですね、ちょっと頭の中に入れておりませんので、そういったもの調査してですね、県へ、議員がおっしゃるように県で皆していただいたということで、どういう経緯でして、今後県のほうへはですね、どういうふうに話をしていけばいいのかということをごです、担当とも相談しながら、直ちにその対応について検討したいと思いますので、そしてその後、県のほうへ要望すべきものであれば、県のほうへ要望していきたいと思っております。

北村博司議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

それに伴ってね、町長、川には計画河床高というのがあると思います。先ほど私言いましたように、深い淵が皆土砂で埋まってしまった場合、雨の水と一緒に土砂が伴って一緒になって下流に流れていくと、そうするとせっかく災害でやってもらった川を拡幅した災害工事は無になっていくんですね。河川の河床敷が上流からの堆積土によって埋まって、段々段々嵩上げしていったら、いくら幅の広い川であっても、下から河床敷が上がってしまたら何に

もならん。すぐ堤防を乗り越えて、その水が周囲を荒らしてしまう。そういうものが出てしまうわけなんです。それをならんためにも、上にある県の管理下である土砂を、まず上流側の土砂をとってもらわなくては、この問題は解消できません。この取水口の開閉も同じことです。

上にある土砂をこれから調査でもして、早急にそれを対処するようにせんことには、何回やっても同じことの繰り返しです。100万円あろうが200万円あろうが、これから何千万円あっても将来ずっとその状態続くで。そしてまた河川も、下の河川もまた堆積したら、計画河床高はなしになって、意味のないものになってしまう。これを土砂組合ですか、砂利組合の人に県は多分買うてもらおうようにしたんやと多分言うやろと思うけども、これは砂利組合の人は買うてくれへんですよ。山の林道が崩れたとかさ、そういうような土を、混じったやつが生コンに使用できん、その材料が。町長よう聞いておってよ。大事なことやで。買うてくれません。

そしたら買うてくれへんもので、県は駄目ですよと言われたら町は、議会でこのような質問度々出るようになったら、それは町長らも困ることですし、もう見えておることですもんで、私はさっきから言うのは管理は県なんやで遠慮せんと県に対処を求めるのがさ、町の立場じゃないんかと、町が別に負担することはないということはそこなんですよ。その方向に沿って、町長、今後、県との対応を望むわけなんですけども、いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前者の議員にも答えさせていただいた部分があるんですが、やっぱりその掘削していただきたいということをですね、県のほうへ要望している部分がございます。今聞くと三戸川、要望は要望で各河川でやっているんですけど、砂利採取のほうをお願いしていないということでもいいのかな。ちょっとお待ちください。担当のほうからこの部分だけ答えさせます。

北村博司議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず砂利採取の状況でございますけれども、16年の災害以降ですね、紀伊長島区の赤羽川ではですね、約8万3,000m³ほどの砂利採取、組合のが行われております。ただですね、議員が言われます三戸川につきましては、16年の災害からですね、赤羽川

の合流約 2.3kmほどがですね、災害の助成復旧の三戸川交付ということで、工事がなされております。ただ、それよりですね、議員が言われております二又木周辺については、災害復旧事業の事業区間ではございませんので、そういうことで工事はなされておられません。

そういうことですね、中流域から、また最上流の区域につきましては、かなりの部分で堆積土砂があるのは事実でございます。一番最上流部ですね、二又、南又あたりではですね、大きな堰堤ができて、それより下流に今土砂が流れていく危険性はかなり少なくなっておりますけども、それより下流につきましては、かなり部分的に堆積している箇所もございます。そういうことで、確かに砂利採取に関しましては、谷が深い。また乗り入れの道路場所等が少ないということで、先ほど議員が言われました砂利の性質というのですか、それにもよるかと思うんですけども、砂利組合からは今のところ、その採取の申し出はなされていないというような状況でございます。

そういうことからですね、今、二又木の周辺につきましては、先ほど議員が言われましたように、確かに県がやられた護岸施設もございますし、町の産業振興のほうで用水路の災害復旧事業をやったのもございます。そういうことで施設、県が可能な部分については県のほうに要望してまいりたいと思います。

それと砂利採取につきましてはですね、再度また現地も確認させていただきまして、可能な箇所はですね、町からも要望していきたいというふうに考えております。以上です。

北村博司議長

平野倅規君。

9 番 平野倅規議員

また最初に戻っていかんらんような話になっていくんですけども、結局、上流のほう、最上流とかさ、二又木からの間はさ、県とは何にも話はないと当初言われたんですけど、今の話を聞いておると、多少は何らかの話し、折衝はしておるわけやな。

ということは、上にある土は、その堰堤から二又木水路までの間にはまだ土が残っておると、今、課長が言われたけども、そのことについては県と何らかの折衝はしておるんか、していないんかということ、私は先ほどの質問でしたんやけど、してないというようなことであつたように思うんですけども、それは私の勘違いかもわからんけど、課長その方面はいかがですか。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

すみません。少し私の答弁でおかしな部分があったかもわかりません。県とですね、現状を私も見させていただきまして、県といろいろ協議をしております。ただですね、直ちに現在、その治水上の観点から河川に堆積した土砂を、治水上の観点からですね、直ちに撤去しなくてはならないというような状況ではない。ただですね、各いくつかの複数の箇所には堆積もございますので、それが取水によってですね、どんどん下流に流れてきている。またそれが一部の箇所により多く集まるというような状況になってきているのも事実でございますので、そういうことも含めまして、再度ですね、現地も確認させていただきまして、県のほうで対応していただける部分は要望していきたいと考えております。以上です。

北村博司議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

そうすると、この結論的な私の考えを申しますと、今後、上流から流れてきた土は、今までどおりに撤去すると、取水口に集まる土砂は。取水して撤去してくださるということと、それから撤去した土は置いておくと、そういうことで解釈してもええのかな。そんなら、今私が言っておるような、この質問しておる内容的には全然意味のないことで終わってしまうもので、何らかの県との交渉は今後いかなものをするのか、どういうふうにするかということの、積極的な体制を返答してもらわんことには、この問題はもう一遍初めから、これどこの管理が誰かというふうな問題になっていくんですけど、その点はいかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、抜本的な部分でですね、進んでないというのが現状のようですね、今のご質問のことからすると。それを県ともですね、相談させていただいて、抜本的な解消どういうふうにするかということ、積極的に働きかけていきたいとは思いますが。そういうことで各担当課が協議させていただきまして、どのような形で抜本的な部分ができるかということ、これから勉強させていただいて、なるべく早急に県のほうに要望すべき部分があれば、要望させていただきたいと思っております。はい。

北村博司議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

そういうふうなね、解決方法を町長自身が見出してくれるのなら、私もこの問題からも次の問題にいきたいんです。それで私はもう一言いわせてもらうのは、なぜ水利権ということ
を私は、これ備えたということは、水利権の効力というのはいかがなものかということも、
知りたかったわけです。これに伴う水利権というのは、こんな軽々しい慣行水利権やとか先
ほど述べられていたけども、水利権というのはそんなに簡単な効力のものなのか。というこ
とを効力というやつも示していただきたいなということで、水利権をこの問題に提起させて
もうたわけです。

先ほどここにも、多分これやと思うけど、慣行って普通の観光やなしに、慣れた慣行水利
権というのはこのこと言うておると思うんさな。ただ表面上謳っとるだけでさ、これは町民
の方やこれを扱っておるさ農民の方にさ、これは慣行水利権やでの、この二又木水路はなど、
赤羽には3つあるんですけども、3つのうちの1つですけども、この大きいほうの昔から使
っておる用水路の水利は。そういうふうに皆がさ、水利権ってそんなに簡単なものかと思う
わけです。私も水利権ってもうちょっと重要なものやないかなというふうに思うんですけど
も、その点、もう1点、これテレビ映るやつやで、皆農民の人はこれから水はどうやってし
てくれるのやろ、ほしいときにいつでも流れておる、通してくれるんやろか、そういうふう
に皆期待してしておるもんで、水利権というのはあんなに簡単なものやったんと思われる節
があるもんで、その点についてやっぱり水利権というのは、こんだけ重要なもんですよとい
うことを知らしめるような資料があったら、それを公表していただきたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当から。

北村博司議長

産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。ここにちょっと書類があるんですけども、慣行水利権とは、水の実情
の支配をもとに社会的に承認された権利で、主にかんがい用水の利用について社会慣行とし
て成立した水利秩序か権利化したものであると謳われております。以上です。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変、農業やっていくうえで、このかんがい用水というのは大変重要なもんだと認識いたしております。

北村博司議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

これは要望しておくのですが、皆さんの一般質問するときはさ、聞き取りもあったり、この内容を議長によっては細かく書けということで、昔は何々についてでそれで通っていきよった時代があったわけです。この一般質問についてはな。当初予算についてとそれだけで出したら、一般質問それで通っていきよった。今は中身も詳しく書きなさいという議長からの指示によって、まあまあ中身は詳しく書いてあるわけ。そやけど受ける側としては、その内容を聞き取ったり、いろいろ勉強しておると思うけども、こういうふうな質問に対してはこういうものはくるやろというふうなことで、このこと以外の分野のやつも自分のためであるで、それを勉強していかないかなあかんということ、私は皆さん方の一般質問を聞いてそういうふう感じたわけなんですけども、やっぱりそういうふうなことをしていかないと町長、1足す1は2では、あかんのやないかと思うですね。町長どうですか、そのような考え。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の皆様からですね、受ける一般質問につきましてはですね、本当にそれぞれの角度から勉強させていただいて、私自身もですね、それぞれの項目に対しての認識を新たにしながら、進めていっております。そういった部分で、勉強の不十分な部分もあろうかと思いますが、議員の皆さんの一般質問は大変重要なことだと思って、一生懸命その議会のたびにですね、勉強もしたり、再確認したりさせていただいております。

北村博司議長

町長、通告にも書かれておりますんで、用水路の水利権について説明せえと、やっぱりきちっと歴史的な経過もありますから、ちゃんと説明するように。

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

それを肝に銘じて今後やっていただきたいと思います。

それでは次に、この赤羽川についても、先ほどの三戸川と同様、16年度災害による土砂の堆積の影響で、赤羽川第一堰堤の上流側において土砂が堆積し、堰堤の用を成し遂げていない状態であります。将来的に下流にある用水路も二又木用水路同様の問題が生じてくる可能性が十分見込まれ、早急の対処をしなければならぬと思いますが、町当局におかれてはいかがお考えであるのか、お伺いいたしたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

次に、河川の堆積土砂撤去についてであります。これまで三重県では無秩序な河川の砂利採取は、護岸などの施設に悪影響を与えるとの観点から、従来からの継続箇所を除き、新規箇所の採取を規制してまいりましたが、平成16年9月の災害を契機に、治水上の安全を確保するため、河川堆積土砂撤去方針を定め、河川管理者以外の砂利採取組合による土砂撤去を可能といたしております。

すでに、町内河川の数箇所で、組合による土砂撤去が行われておりますが、今後も継続して実施されると伺っております。町といたしましても、今後も洪水による河床等の状況変化を把握して、災害が未然に防げるよう要望をするとともに、町の管理区間においても適切な対応を行っていきたいと思います。

議員がご質問の、赤羽川第一堰堤より上流は、紀北町が管理する普通河川・赤羽川でございますが、これまで自治会から堆積土砂撤去のご要望をいただいておりますが、町といたしましては、砂利採取組合による土砂撤去が最も有効な方法でございますが、町の河床掘削工事となりますと費用負担だけでなく、土砂の処分先を確保しなければならない課題もございます。

いずれにいたしましても、早急に対応しなければならない課題でございますので、何とぞご理解、ご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

北村博司議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

町長は今おっしゃられたように、あれから上が町管理と、私がさっきから三戸川と分けた

のは、そのためにこれを分けさせてもうたわけです。これ町長、さっき私が質問したように、この赤羽川第一堰堤の場所知っておるな。知らん。知らんだら話にならんけど。課長は知っておるんやろ、知っておる人にお話を聞いていただいたらよろしいんですけども、これは振興課長も聞いておいていただきたいんですけどもね。これ、そこをさ、いろいろ予算的な問題がいろいろあるかわからんけども、上からの土砂があれを越えてきた場合、下に十須の用排水路があるんです。これも田んぼで使っている水路なんですけども、上の水の堆積して、下の、また深いところ埋まってしまったら、必ずまたその用排水路の扉が開閉が難しくなると、これも目に見えているんです。現在はよろしいですよ。堆積がだんだん下に溜まってきたら、深いところも埋まっていくんやで。次に横にあるのがその用水路なんです。

それで問題なのは、上の堆積しておるところが町の管理、それから堰堤は下が県の管理と、そういうような複雑な問題が、さっきと違った複雑な問題が出てくるわけです。どうしたって出てくるのは町の管理しておるところから土砂出てきたんやで、県はお前とこでこれ対処せえと、逃げられるのはこれ見えてる。さっきのは逃げられへん。県の管理やで。今度、県は逃げようと思ったら堆積した土が町の管理しておるところから出てきたんやで、出どこは町やで、その始末をせよと、水路も町民が使っておるのやでそれを貸与すると、そういうふうに逃げられるのはもう目に見えるもんで、私はあえて離して列記させてもうたわけなんですけども。やはり町長は賢明な人やで先、先を読まれた政治をされる人で、町長に選ばれた人やと思いますけども、実際、ここでそうやったらさすが私らが選んだ町長やなと思われるような感を受けるのであれば、これを上手いこと対処したら、もうあの辺の住民、赤羽の住民は、さすがは尾上町長やと、先見の明があるというふうに思われても不思議じゃないと思うけど、どう、いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

実際、現場をですね、十分議会を終わりましたら直ちに確かめまして、またそういった対処ができるのであればさせていただきますし、そういったものを担当とですね、協議してまいりたいと思います。

北村博司議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

そしたらね、町長、もう1つ言っておくけど、あの土砂は砂利組合に売れませんよ。ここに1番議員の東君がおりますけど、彼は昔から地元の人にあそこを頼まれて、言わんけど、辛抱しておるだけで、ご本人は買ってます。あきません。木が入っておる、山の土砂は入っている、生コンで使える材料を、皆な、これわかっておるんや。賢明な町長の采配でさ、あの土砂をさ、全部とれとは言わんけど、下にも影響ない、上の人にも喜ばれるような土砂のとり方で結構ですので、早急にそれをとっていただきたいと願うわけなんですけども、町長、ここで腹くくってどうですか、今年度中の予算で補正を組んで、そうしたってくださいよ。いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今も答弁もさせていただいたように、今のお話を聞くと砂利組合もとってくれないような質の土砂だということで、そうすると、処分地のことも問題出てまいりますので、そういったものを勉強させてください。そういうことでお時間をいただきたい。

北村博司議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

これはあんまり長いこと話しておっても、水かけ論になってしまうので、最後に町長、これはもう皆さん期待しておることですもんでね、どうかこの町民のさ、地元民のさ、今までの待っておった気持ちも理解して、この災害のあとそのまま放置されておるということも理解してあげて、できる限り早急にこの土砂撤去、将来的な金のことも考えて、管理者は町であることを忘れずに、早急にやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたように、少し勉強する時間をいただきたいと思います。

北村博司議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

いや、勉強って、私は町長に勉強せよと言っておるんやないですよ。早急にやっていただ

きたいとね、そういうような気持ちを表現していただければ、私は質問を終わるわけなんですけど、いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども言いましたように、土砂のこととかお金の問題、そのいろいろな工法をどういうふうにするにいいか、私お恥ずかしいですが、まだ事情が、まだ飲み込めてない部分がございますので、そういうことを前向きに勉強させていただきたい、計画させていただくということで、ご容赦願います。

北村博司議長

平野倅規君。

9 番 平野倅規議員

それは私流に考えて、それを勉強をしながら早急にやるように努力すると、そういうふう

に解釈して、私の一般質問を終わります。

北村博司議長

以上で、平野倅規君の質問を終わります。

北村博司議長

これで通告済みの質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで参会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3 時 32分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成22年11月30日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 岩見雅夫